### 平成30年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

- 1 平成30年3月7日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に 招集された。
- 2 出席議員は次のとおりである。

第 1 番 木村 圭君 第 2 番 大澤由香里君 第 3 番 澤本 幹男君 第 4 番 清水 明君 第 5 番 小峰 陽一君 第 6 番 石田 芳英君 第 7 番 宮野 亨君 第 8 番 高橋 邦男君 第 9 番 原島 幸次君 第 10番 村木 征一君 第 11番 師岡 伸公君 第 12番 須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長 河村 文夫君 副 町 長 加藤 一美君教 育 長 若菜 伸一君 企画財政課長 山宮 忠仁君若者定住化対策室長 新島 和貴君 総 務 課 長 井上 永一君住 民 課 長 原島 滋隆君 福祉保健課長 清水 信行君観光産業課長 天野 成浩君 地域整備課長 須崎 政博君会計管理者 加藤 芳幸君 教 育 課 長 原島 政行君病院事務長 河村 光春君

# 平成30年第1回奥多摩町議会定例会議事日程[第2号]

平成 30 年 3 月 7 日 (水) 午前 10 時 00 分 開議

## 会 期 平成30年3月6日~3月19日(14日間)

日程	議案番号	議案名	結 果
1		議長開議宣告	
2	議案第 18 号	平成 29 年度奥多摩一般会計補正予算 (第 6 号)	原案可決
3	議案第 19 号	平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補 正予算 (第 4 号)	原案可決
4	議案第 20 号	平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別 会計補正予算(第3号)	原案可決
5	議案第 21 号	平成 29 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	原案可決
6	議案第 22 号	平成 29 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
7	議案第 23 号	平成 29 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	原案可決
8	議案第 24 号	平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	原案可決
9	議案第 25 号	平成 29 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予 算(第1号)	原案可決
10	議案第 26 号	平成 30 年度奥多摩町一般会計予算	予 算 特 別 委員会付託
11	議案第 27 号	平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	予 算 特 別 委員会付託
12	議案第 28 号	平成 30 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別 会計予算	予 算 特 別 委員会付託
13	議案第 29 号	平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	予算特別 委員会付託
14	議案第 30 号	平成 30 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	予算特別 委員会付託
15	議案第 31 号	平成 30 年度奥多摩町介護保険特別会計予算	予算特別 委員会付託
16	議案第 32 号	平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	予算特別 委員会付託

17	議案第 33 号	平成 30 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算
17	議案第 33 号	平成 30 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算

予算特別 委員会付託

(午後3時54分 散会)

#### 午前 10 時 00 分開議

○議長(師岡 伸公君) 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

日程第2 議案第18号 平成29年度奥多摩町一般会計補正予算(第6号)、日程第3 議案第19号 平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第4号)、 日程第4 議案第20号 平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正 予算(第3号)、日程第5 議案第21号 平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)、日程第6 議案第22号 平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会 計補正予算(第2号)、日程第7 議案第23号 平成29年度奥多摩町介護保険特別会計 補正予算(第2号)、日程第8 議案第24号 平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計 補正予算(第4号)、日程第8 議案第24号 平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計 補正予算(第4号)、日程第9 議案第25号 平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事 業会計補正予算(第1号)、以上8件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

#### 〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

〇副町長(加藤 一美君) それでは、議案第 18 号から議案第 25 号までの一般会計を初めとする特別会計、企業会計、全8会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。なお、内容等につきましては、各課長から説明させていただきますので、簡潔に説明をさせていただきます。

初めに、議案第 18 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 6 号)についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出 それぞれ2億1,859万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億 8,950万円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

町税のうち、入湯税は5万8,000円を追加し、町税の合計を7億2,316万2,000円に、 分担金及び負担金のうち、負担金は5万7,000円を減額し、分担金及び負担金の合計を 2,146 万 5,000 円に、使用料及び手数料のうち、使用料は119 万 8,000 円を減額、手数料 は 4,000 円を追加し、使用料及び手数料の合計を 1 億 1,973 万 7,000 円に、国庫支出金の うち、国庫負担金は 137 万円を減額、国庫補助金は臨時福祉給付金事業補助金等の減によ りまして 355 万円を減額、国庫委託金は4万5,000円を追加し、国庫支出金の合計を1億 8,471 万円に、都支出金のうち、都負担金は社会福祉費の在宅心身障害者福祉手当負担金、 土木管理費の地籍調査事業費負担金、教育総務費の小・中学校直結給水化モデル事業負担 金等の減により 2,450 万 7,000 円を減額、都補助金は水産業費の内水面漁業施設整備費補 助金、道路橋梁費の市町村土木費補助金等の減により 8,705 万円を減額、都委託金は 199 万円を減額し、都支出金の合計を 25 億 482 万円に、財産収入のうち、財産運用収入は 19 万5,000 円を減額し、財産収入の合計4,443万8,000円に、寄付金はふるさと納税等の増 により 317 万 4,000 円を追加し、寄付金の合計を 487 万 4,000 円に、繰入金のうち、基金 繰入金は 7,600 万円を減額して財政調整基金に 6,400 万円、公共施設整備基金に 1,200 万 円を戻し、繰入金の合計を1億2,150万円に、諸収入のうち、延滞金加算金及び過料は1 万7,000 円を追加、町預金利子は3,000 円を減額、受託事業収入は33 万2,000 円を減額、 雑入は 235 万 1,000 円を減額し、諸収入の合計を 5 億 580 万円に、町債は臨時財政対策債 の借り入れの減により 2,329 万4,000 円を減額し、町債の合計を1億円とするもので、今 回の歳入補正額は2億 1,859 万 9,000 円を減額し、歳入の合計額を 63 億 8,950 万円とす るものでございます。

次に、3ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、議会費は14万6,000円を減額し、議会費の合計を9,284万3,000円に、総務費のうち、総務管理費は庁舎建設基金に4,000万円を積み立てるなど5,128万3,000円を追加、徴税費は27万円を追加、戸籍住民基本台帳費は10万4,000円を追加、選挙費は東京都議会議員選挙費並びに衆議院議員選挙費の不用額により318万9,000円を減額、統計調査費は1万8,000円を減額し、総務費の合計を10億4,773万4,000円に、民生費のうち、社会福祉費は後期高齢者医療事業、心身障害者福祉費の減により4,138万円を減額、児童福祉費は児童の増加に伴い、氷川保育園、古里保育園への委託料の増により2,337万円を追加、国民年金費は10万円を追加し、民生費の合計を11億4,524万9,000円に、衛生費のうち、保健衛生費は予防健診委託料の減により955万円を減額、清掃費は624万円を減額し、衛生費の合計を5億759万3,000円に、農林水産業費のうち、農業費は簡易給水施設管理費、町農林業等振興事業費補助金等の減により1,373万5,000円を減額、林業費は都補助林道開設事業費等の減により1,101万円を減額、水産業費は内水面漁業施設整

備事業費等の減により 7,420 万 2,000 円を減額し、農林水産業費の合計を 9億 54 万 4,000 円に、商工費のうち、商工費は 45 万 4,000 円を減額、観光費は小河内振興財団補助金等の減により 1,003 万 8,000 円を減額し、商工費の合計を 4億 1,682 万 3,000 円に、土木費のうち、土木管理費は地籍調査事業費の減により 1,018 万 2,000 円を減額、道路橋梁費は都補助及び町単独道路新設事業費の減により 7,766 万 2,000 円を減額、住宅費は273 万 4,000 円を減額、下水道費は 700 万円を追加し、土木費の合計を 12億 5,042 万円に、消防費は消防団無線機購入等の減により 476 万 5,000 円を減額、小学校費は小学校水道直結化工事費等の減により 1,589 万 6,000 円を減額、中学校費は 143 万 7,000 円を減額、給食費は 27 万 2,000 円を減額、社会教育費は海外派遣事業負担金、文化財保護事業委託料の減によりまして 1,165 万円を減額、保健体育費は 307 万円を減額し、教育費の合計を 5億 318 万 7,000 円に、公債費は財源の組みかえを行うもので額に変更はなく、予備費は予算調整により 50 万 6,000 円を減額し、予備費の合計を 1,273 万 4,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 2億 1,859 万 9,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 63 億 8,950 万円とするものでございます。

次に、予算書の表紙に戻りまして、第2条 継続費の補正でございますが、既定の継続費の変更は第2表継続費補正によるということで、5ページをごらんください。第2表継続費補正でございます。事業名、原生活館改修事業ですが、総額につきましては補正前が6,800 万円、補正後が6,289 万8,000 円、年割額につきましては補正前が平成29 年度2,720 万円、平成30 年度4,080 万円、補正後が平成29 年度2,500 万円、平成30 年度3,789 万8,000 円となります。

また、予算書の表紙に戻りまして、第3条 町債の補正でございますが、既定の町債の変更は第3表町債補正によることで、今度6ページをごらんください。第3表町債補正でございます。起債の目的は、臨時財政対策債で、補正前の金額が1億2,329万4,000円、補正後の金額が1億円でございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

次に、議案第19号 平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出 それぞれ 63 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,718 万 8,000 円と するものでございます。 2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。使用料及び手数料のうち、使用料は 63 万円を減額し、使用料及び手数料の合計を 327 万円とするもので、今回の歳入補正額は 63 万円を減額し、歳入の合計額を 7,718 万 8,000 円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、利用管理費は63万円を減額し、総務費の合計を7,710万円とするものでございます。

今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 63 万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 7,718 万 8,000 円とするものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

次に、議案第20号 平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出 それぞれ190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,354万2,000 円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。使用料及び手数料のうち、使用料は140万円を減額し、使用料及び手数料の合計を1,860万円に、諸収入のうち、預金利子は3,000円を減額、雑入は49万7,000円を減額し、諸収入の合計を462万3,000円とするもので、今回の歳入補正額は190万円を減額し、歳入の合計額を1億6,354万2,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、総務管理費は190万円を減額し、総務費の合計を1億6,344万5,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の190万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の1億6,354万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

次に、議案第21号 平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分

及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正 によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。国民健康保険税は 66万5,000円を追加し、国民健康保険税の合計を1億1,747万5,000円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は552万9,000円を追加し、国庫支出金の合計を2億1,675万8,000円に、療養給付費交付金は265万2,000円を減額し、療養給付費交付金の合計を1,224万1,000円に、前期高齢者交付金は2,092万3,000円を減額し、前期高齢者交付金の合計を2億1,907万7,000円に、都支出金のうち、都補助金は162万円を減額し、都支出金の合計を6,590万2,000円に、共同事業交付金は704万8,000円を減額し、共同事業交付金の合計を1億9,478万3,000円に、繰入金のうち、基金繰入金は2,600万円を追加し、繰入金の合計を1億166万4,000円に、諸収入のうち雑入は4万9,000円を追加し、諸収入の合計を29万2,000円とするもので、今回の歳入補正は歳入予算内における財源組みかえを行うもので、補正額はございません。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。保険給付費のうち、療養諸費は1,921万1,000円を追加、高額療養費は895万円を追加、葬祭費は15万円を追加し、保険給付費の合計を5億9,074万5,000円に、後期高齢者支援金等及び介護納付金は財源の組みかえのみで額に変更はなく、共同事業拠出金は2,698万1,000円を減額し、共同事業拠出金の合計を1億8,035万9,000円に、保健事業費のうち、特定健康診査等事業費は39万円を追加、保健事業費は10万円を減額し、保健事業費の合計を1,718万円に、諸支出金のうち、繰出金は162万円を減額し、諸支出金の合計を413万5,000円とするもので、今回の歳出補正は歳入補正と同様に、歳出予算内における財源組みかえを行うもので、補正額はございません。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

次に、議案第22号 平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出 それぞれ1,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,400万円と するものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。保険料のうち、後期高

齢者医療保険料は 40 万 5,000 円を追加し、保険料の合計を 6,487 万 1,000 円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は額の確定により 1,517 万 9,000 円を減額し、繰入金の合計を 1億 1,450 万 4,000 円に、諸収入のうち、受託事業収入は 23 万 8,000 円を減額、雑入は 2,000 円を追加し、諸収入の合計を 1,063 万 6,000 円に、国庫支出金のうち、国庫補助金は 1 万円を追加し、国庫支出金の合計を 1 万円とするもので、今回の歳入補正額は 1,500 万円を減額し、歳入の合計額を 1億 9,400 万円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。広域連合納付金は1,502万円を減額し、広域連合納付金の合計を1億7,504万5,000円に、保健事業費は2万円を追加し、保健事業費の合計を677万7,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の1,500万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の1億9,400万円とするものでございます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

次に、議案第23号 平成29年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出 それぞれ3,936万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,377 万3,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。保険料のうち、介護保険料は109万6,000円を減額し、保険料の合計を1億6,841万6,000円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は556万7,000円を減額、国庫補助金は726万1,000円を減額し、国庫支出金の合計を1億8,419万2,000円に、支払基金交付金は1,182万4,000円を減額し、支払基金交付金の合計を2億1,036万4,000円に、都支出金のうち、都負担金は667万7,000円を減額、都補助金は35万3,000円を減額し、都支出金の合計を1億2,041万5000円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は670万1000円を減額し、繰入金の合計を1億1,814万5,000円に、使用料及び手数料のうち、使用料は11万8,000円を追加し、使用料及び手数料の合計を351万5,000円とするもので、今回の歳入補正額は3,936万1,000円を減額し、歳入の合計額を8億1,377万3,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。保険給付費のうち、介護サービス等諸費は2,500万円を減額、介護予防サービス等諸費は700万円を減額、高額

介護サービス等費は100万円を減額、特定入所者介護サービス等費は200万円を減額し、 保険給付費の合計を7億1,857万7,000円に、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生 活支援総合事業費は81万4,000円を追加、包括的支援事業・任意事業費は264万円を減 額し、地域支援事業費の合計を5,980万円に、基金積立金は253万5,000円を減額し、基 金積立金の合計を1,497万8,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額 の3,936万1,000円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の8億1,377万3,000 円とするものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

次に、議案第24号 平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,950万円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。繰入金のうち、一般会計繰入金は700万円を追加し、繰入金の合計を4億8,297万1,000円とするもので、今回の歳入補正額は700万円を追加し、歳入の合計額を5億3,950万円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、総務管理費は751万6,000円を追加し、総務費の合計を1億7,569万1,000円に、事業費のうち、下水道事業費は22万2,000円を追加、浄化槽市町村整備推進事業費は71万5,000円を減額し、事業費の合計を4,954万8,000円に、予備費は2万3,000円を減額し、予備費の合計を58万7,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の700万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の5億3,950万円とするものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

次に、議案第 25 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 1 号)についてご説明申し上げます。

第1条は総則となります。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するということで、収入の病院事業収益のうち、医業収益は300万円を減額し、病院事業収益の合計

を 4 億 8,300 万円に、支出の病院事業費用のうち、医業費用は 300 万円を減額し、病院事業費の合計を収入と同額の 4 億 8,300 万円とするものでございます。

次に、第3条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、(1)職員給与費2億7,276万8,000円を2億6,160万円に改めるものでございます。 次に、第4条 予算第8条に定めた棚卸資産購入限度額4,392万円を5,148万円に改めるものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

議案第 18 号から議案第 25 号までの全 8 会計の補正予算の説明をさせていただきました。 今年度最終の補正予算でございまして、今後の事業執行に欠かせない予算でございますの で、ご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いいたします。説明は自席に着席したままで簡潔に行って いただくようお願いいたします。

初めに、議案第18号について、各課長から順次、所管の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(原島 滋隆君) それでは、議案第 18 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補 正予算(第 6 号)につきましてご説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。歳入となります。

款 01 町税、項 06 入湯税 5 万 8,000 円の増額は、滞納が発生したため、節 02 滞納繰越 金分を新たに加えるもので、滞納分は既に完納いただいております。

○福祉保健課長(清水 信行君) 款 11 分担金及び負担金です。項 01 負担金、目 01 民生費負担金は5万7,000 円を減額するもので、内訳として節 02 児童育成費負担金において学童保育保護者負担金で氷川学童保育会では児童数の減少により 24 万9,000 円の減、古里学童保育会では入所児童数の増加により 19 万2,000 円増額するもので、民生費負担金の合計を2,146万5,000円とするものです。

○観光産業課長(天野 成浩君) 次に、款 12 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 02 農林水産業使用料 8 万円の減額は、日帰り農園の 6 区画の契約満了に伴うものと、水はけの悪い区画などを含め計 8 カ所の減少によるものです。

次に、03 商工使用料 32 万 1,000 円の減額は、青目立不動尊休み処は指定管理者の使用がなかったことから使用料を全額 22 万 1,000 円減額するものと、小丹波駐車場は実績見込みにより 10 万円の減額を見込むものです。

○地域整備課長(須﨑 政博君) 次に、目 04 土木使用料 98 万 1,000 円の減額につきま

しては、節 01 住宅使用料の町営住宅使用料で 117 万 3,000 円の減額が、当初予算では町が管理している公営町営住宅若者住宅に関しては、全住宅の満室状況を想定して予算組みをしておりますが、入退去等の事情があることから実績の使用料となります。また、栃久保第 2 住宅の中学生以下の子どものいる世帯を減額したことや、栃久保除ケ野住宅を若者住宅に用途変更し使用料を下げたことから、1 月末現在の調定見込みによるものでございます。

次のまた町営住宅過年度分の18万6,000円についても調定見込みによるものです。 次の02道路河川占用料の6,000円の増額は、額の確定によるものでございます。

- ○教育課長(原島 政行君) 次の目 05 教育使用料 18 万 4,000 円の増は、節 02 社会体育施設使用料及び節 04 森林館使用料において、説明欄にあります各使用料を実績及び見込みにより減または増をするものでございます。
- ○住民課長(原島 滋隆君) 次の 10 ページをごらんください。項 02 手数料、目 01 総 務手数料 4,000 円の増額は、節 05 再交付手数料の発行の増を見込むものです。
- ○福祉保健課長(清水 信行君) 款 13 国庫支出金です。項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金では、節 01 社会福祉費負担金において障害者自立支援給付費負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金について、いずれも実績に基づく見込みにより、合わせて133 万 1,000 円を減額し、民生費国庫負担金を 1 億 3,370 万 8,000 円とするものです。

目 02 衛生費国庫負担金では、節 01 保健衛生費負担金において養育医療負担金について 内示額に基づき 3 万 9,000 円を減額し、衛生費国庫負担金を 9 万 1,000 円とするものです。

項 02 国庫補助金、目 02 民生費国庫補助金では、節 01 社会福祉費補助金において臨時福祉給付金事業補助金では、給付実績の確定により 140 万 4,000 円を減額し、節 02 児童福祉費補助金では、放課後児童健全育成事業として運営している学童保育事業及びファミリーサポートセンター事業について、実績に基づき 94 万 9,000 円を減額、子ども・子育て支援システム改修費に充当していた子ども・子育て支援推進費補助金について上限額が示されたことにより 27 万 8,000 円を減額し、民生費国庫補助金全体では 263 万 1,000 円を減額するものです。

- ○地域整備課長(須崎 政博君) 次に、目 03 土木国庫補助金1万9,000円の減額は、 橋梁費補助金で、寸庭橋補修工事及び橋梁業務委託の補助金の交付率の変更により、社会 資本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。
- ○総務課長(井上 永一君) 次の目 04 消防費国庫補助金は、40 万円の減額でございます。防災費補助金として緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づく住宅建

築物耐震改修事業交付金で、地震発生時の緊急輸送道路として指定されている国道 411 号線上の倒壊により道路を閉塞するおそれのある家屋の耐震診断及び設計の補助金について、補助実績により減額するものでございます。

- ○観光産業課長(天野 成浩君) 次に、目 06 農業費国庫補助金 50 万円の減額は、今年 度実施しております小丹波地区の山葵田調査事業で、山村活性化交付金決定額により減額 するものでございます。
- ○住民課長(原島 滋隆君) 次の 11 ページをお開きください。項 03 国庫委託金、目 01 総務費委託金4万5,000 円の増額は、節 01 総務管理費委託金の説明欄記載事務費について国からの通知により見込むものです。
- ○福祉保健課長(清水 信行君) 款 14 都支出金です。項 01 都負担金、目 01 民生費都 負担金では、節 01 社会福祉費負担金において説明欄記載の各負担金について実績に基づ きそれぞれ減額し、節 02 児童福祉費負担金では、児童育成手当において実績に基づき減 額し、民生費都負担金全体で 565 万 5,000 円を減額するものです。

目 02 衛生費都負担金では、国庫負担金と同様に養育医療負担金について 2 万円を減額 し、衛生費都負担金を 4 万 5,000 円とするものです。

- ○地域整備課長(須崎 政博君) 次に、目 03 土木費都負担金 659 万 7,000 円の減額は、 地籍調査事業に係る国都補助金の交付額の決定により減額するものでございます。
- ○教育課長(原島 政行君) 次の目 04 教育費都負担金 1,223 万 5,000 円の減額は、説明欄にあります小中学校水飲栓直結給水化モデル事業負担金を皆減するもので、この工事は東京都水道局のモデル事業として、今年度は古里小学校において水道直結化を行い、子どもたちが蛇口から出る水のおいしさを実感するとともに、安全でより衛生的な給水を行う予定でありました。補助金については事業費の8割を東京都水道局が負担するもので、工事終了年に設計委託費も事業費に含め支給されるものであり、切りかえ工事につきましては平成29年度が古里小学校、平成30年度が氷川小学校、31年度が奥多摩中学校を予定していましたが、平成29年度の入札において不調となったことからすべての予定につきまして1年間見送ったところでございます。
- ○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次に、12 ページをごらんいただきまして、項 02 都補助金、目 01 総務費都補助金 10 万 3,000 円の減は、節 04 電源立地地域対策交付金の交付額の確定によるものでございます。
- ○福祉保健課長(清水 信行君) 目 02 民生費都補助金では、節 01 社会福祉費補助金に おいて、社会福祉推進包括補助事業補助金ではボランティア活動助成事業において実績に

より 2,000 円を増額、福祉モノレール等整備事業及び人にやさしい道づくり整備事業においても実績に基づき 221 万円を減額し、合わせて 220 万 8,000 円の減額。高齢社会対策包括補助事業補助金では、自立支援日常生活用具及び住宅改修における給付費について実績に基づき、合わせて 106 万 8,000 円を減額し、障害者施策推進包括補助事業補助金では、奥多摩の福祉サービス作成費用として 2 万 1,000 円を増額、障害者が町外のグループホーム等での入所生活を支援するための事業費について、入所者の増により 171 万 2,000 円を増額し、障害者(児)短期入所事業では実績見込みにより 10 万 1,000 円を増額、日常生活用具給付につきましても実績見込みにより 2 万 2,000 円を増額し、日帰り見学事業、住宅設備改善等事業及び移動支援事業の利用促進については、実績に基づき見込み額を減額、高次脳機能障害支援促進事業補助金では、事務費について 1,000 円を減額し、ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業補助金では、公共施設のトイレの洋式便器への交換を行ったものですが、事業実績に基づき 16 万 9,000 円を減額するものです。

節 02 児童福祉費補助金では、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助金で実績に基づき減額し、子育て推進交付金では、保育所の入所児童数に基づき 65 万円を減額、子ども家庭支援包括補助事業補助金では、子ども家庭支援センター事業において 2万 8,000円を増額、ファミリーサポートセンター事業では国庫補助金と同様に実績により 18 万 7,000円を減額し、保育所の安全対策を支援する子どもと子育て家庭に対する安心・安全確保対策支援事業として、古里保育園からの申請に基づく災害時非常用品の購入費用として 18 万 9,000円を増額し、あわせて 3 万円の増額、子ども・子育て支援交付金では、国庫補助金と同様に、放課後児童健全育成事業として運営している学童保育事業及びファミリーサポートセンター事業について実績に基づき 94 万 9,000円を減額するもので、民生費都補助金全体で 378 万 1,000円を減額するものです。

13 ページをお開き願います。目 03 衛生費都補助金では、保健衛生費補助金で、医療保健政策包括補助事業補助金において説明欄記載の各事業において実績見込みによりそれぞれ減額するもので、保健衛生費全体で 119 万 4,000 円を減額するものです。

- ○観光産業課長(天野 成浩君) 次に、目 04 農林水産業費都補助金 5,952 万 6,000 円の減額は、節 01 農業費補助金で 15 万 4,000 円を減額し、説明欄記載の農作物獣害防止対策事業補助金で東京都からの交付決定によるものでございます。
- ○地域整備課長(須崎 政博君) 次に、節 02 林業費補助金の 295 万 2,000 円の減額につきましては、都補助林道開設事業費補助金の名坂線林道開設工事の額の確定により 358 万 2,000 円を減額とし、次の都補助林道改良(舗装)事業補助金の 63 万円の増額は説明

欄記載の3路線及び事務費の精査により額の確定によるものでございます。

○観光産業課長(天野 成浩君) 次の節 03 水産業費補助金 5,642 万円の減額は、東京都内水面漁業環境活用施設整備事業補助金で、氷川国際釣場駐車場増設工事を予定しておりましたが、入札を行い、開札の結果、入札不調となったことから再入札の手続、工期などを勘案いたしまして、今年度の事業を中止したため減額するものでございます。

次に、目 05 商工費都補助金 656 万 8,000 円の減額は、内訳として、節 01 観光費補助金 で 636 万 6,000 円の減額で、説明欄記載の観光施設整備等事業補助金を活用した観光パン フレット、観光ポスター、観光トイレ改修事業の実績を見込み、それぞれ減額するものです。次の節 02 商工費補助金 20 万 2,000 円の減額は、説明欄記載の新元気を出せ商店街補助金で、中元大売り出し事業の交付決定によるものでございます。

○地域整備課長(須崎 政博君) 次に、目 06 土木費都補助金 1,080 万 5,000 円の減額は、次の 14 ページの説明欄記載の4路線の工事請負費、用地買収費による市町村土木補助金の額の確定によるものでございます。

○総務課長(井上 永一君) 次の目 07 消防費都補助金は、総額で 261 万 3,000 円の減額でございます。内訳ですが、節 01 防災費補助金は 130 万円の減額で、特定沿道建築物耐震化促進事業補助金が消防費国庫補助金と同様に、対象建築物の耐震診断及び設計の補助金を補助実績により 40 万円、地域防災組織育成事業補助金につきましては、全額を 17ページに記載しております諸収入の雑入、コミュニティ助成事業助成金へ組みかえることにより 90 万円の減額となるものでございます。節 02 消防費補助金は、131 万 3000 円の減額で、消防団用防火衣整備事業補助金について消防団用無線機を購入いたしましたが、事業実績により減額となるものでございます。

○教育課長(原島 政行君) 次に、目 08 教育費都補助金 246 万円の減額は、内訳として節 01 教育総務費補助金が6万円の増額となります。まず説明欄にあります新しい学校づくり重点支援事業補助金 17 万円の増ですが、この事業は中学校統合により統合後3年間に限り、基本補助率2分の1で支給されるもので、平成 29 年度が最終の年となります。この事業では一般教材備品、空調設備整備、網戸設置工事、生徒用机補修などを行ったもので、補助対象事業の確定により増額するものでございます。

次のコミュニティスクール導入等促進事業は 11 万円の減額で、学校運営協議会の委員報償費等に対して補助率3分の2で支給されるもので、補助金額の確定によるものでございます。次に、節 02 社会教育費補助金 252 万円の減額は、内訳として放課後子供教室推進事業補助金を2万円減額するもので、町文化団体連盟へ委託している放課後子供教室推

進事業費の実績によるものでございます。

次のコミュニティ事業助成金 250 万円の減額は、川井園地を整備する工事につき都の補助金を見込んでおりましたが、補助金申請期限後の工事計画だったため皆減するものでございます。なお、園地の整備につきましては、グラウンド整備、トイレ、ベンチの設置をしております。

○総務課長(井上 永一君) 次に、項の3都委託金ですが、総務費委託金は320万3,000円の減額でございます。節03統計調査費委託金は1万4,000円の減額で、工業統計調査費及び就業構造基本調査費の事業費確定によるものでございます。節05選挙費委託金は318万9,000円の減額で、東京都議会議員選挙費及び衆議院議員選挙費委託金について事業執行実績により減額となるものでございます。

○教育課長(原島 政行君) 次に、目 06 教育費委託金の 121 万 3,000 円の増額は、節 01 教育総務費委託金 64 万 2,000 円を減額するもので、説明欄にあります各種事業の実績 見込みにより補助金の増額、または減額をするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。節 02 社会教育費委託金 185 万 5,000 円の増は、水と緑のふれあい館運営に係る東京都負担分によるもので、運営については東京都展示部分は東京都水道局が負担、町展示部分と売店、レストランは町が負担、その他のロビー、事務室及び機械室などは共有部分として東京都が 6 割、町が 4 割の負担で経費を負担しているものでございます。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次の款 15 財産収入、項 01 財産運用収入、目 01 財産 貸付収入 65 万 6,000 円の減は、内訳としまして、説明欄にございます災害対策用職員住 宅の使用料見直しに伴う 72 万 5,000 円の減並びに昨年 11 月に取得しました氷川字登計 836 番地 2 の居宅及び土地について、町有の登計住宅として個人に貸しつけ得た貸家料 6 万 9,000 円となります。

次の目 02 利子及び配当金 46 万 1,000 円の増は、財政調整基金を初めとする説明欄記載の各基金に対する利子の実績見込みによるものです。

次の款 16 寄付金、目 01 一般寄付金 317 万 4,000 円の増は、説明欄記載の各寄付金実績 及び見込みによるものでございます。

次の款 17 繰入金、項 02 基金繰入金では、目 01 財政調整基金繰入金が 6,400 万円の減、目 04 公共施設整備基金繰入金が 1,200 万円の減で、いずれも財源不足により、おのおのの基金から取り崩していたものを財源調整によりおのおのの基金に戻し入れをするものです。

○若者定住化対策室長(新島 和貴君) 次に、16 ページをお願いいたします。款 19 諸収入、項 01 延滞金加算金及び過料、目 01 延滞金 1 万 7,000 円の増額は、若者定住応援補助金延滞金の額の確定によるものです。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次の項 02、目 01 町預金利子が 3,000 円の減、次の項 04 受託事業収入、目 02 巨樹・巨木林調査データ整備受託収入が 2 万 4,000 円の減、次の目 04 農作物有害鳥獣対策受託収入 30 万 8,000 円の減は、いずれも説明欄記載の各事業の実績によるものでございます。

次の項 05 雑入、目 01 弁償金 7,000 円の増は、身元不明のまま無縁墓地に埋葬された方の所持金を増額計上するものであり、次の目 02 実費徴収金 2,000 円の減は、説明欄記載の各事業の実績によるものでございます。

次に 17 ページをお開きいただきまして、目 04 市町村振興宝くじ収益配分金 300 万 4,000 円の減は、かつてはオータムジャンボ宝くじと呼ばれておりましたが、現在はハロウィンジャンボ宝くじに名称変更となりました宝くじ収益配分金の交付決定通知によるものでございます。

次の目 06 東京都市長会助成金 168 万 5,000 円の減は、台風接近により中止となりました神津島洋上セミナーの事業費減に伴うものでございます。

次の目 07 雑入 233 万 3,000 円の増は、内訳としまして、広告バナー広告収入の実績見込みによる 3 万 3,000 円の増、次の平成 19 年度イベント時賠償保険金 140 万円は、昨日ご決定をいただきました議案第 16 号 損害賠償金の確定に伴い、保険金の受け入れを行うものであり、次のコミュニティ助成事業助成金 90 万円は、14 ページでご説明しました地域防災組織育成助成事業補助金の財源組みかえにより新たに計上するものでございます。

次の款 20、項 01 町債、目 01 臨時財政対策債 2,329 万 4,000 円の減は、後年度の公債費負担の軽減を図るため、発行可能額満額ではなく、減額をして借り入れを行うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長(師岡 伸公君) お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 20 分から再開といたします。

午前 11 時 02 分 休憩

#### 午前 11 時 20 分 再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 議案第 18 号の歳出の説明からお願いをいたします。総務課長。

○総務課長(井上 永一君) それでは、一般会計補正予算、歳出の説明に入らせていただきます。補正予算書 18 ページから歳出となりますが、その前に、人件費につきまして総括的に説明をさせていただきます。恐れ入ります、補正予算書の 71 ページ、給与費明細書をごらんください。

71 ページは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。職員数欄その他の47名の減、その隣のその他委員の報酬197万9,000円の減額は、消防団員数及び都議会議員、衆議院議員の選挙関係職員数、報酬の実績によるものでございます。

72 ページをごらんください。一般職でございます。上から3行目、比較の欄でございますが、職員数の増減はございません。給与費の給料は169万5,000円の減額、職員手当は1,291万6,000円の増額で、それぞれ年間所要額を調整したもので、給与費の合計は1,122万1,000円の増額でございます。

次の共済費は 70 万円の減額となりますが、年間所要額を調整したもので、一般職給与費は合計で 1,052 万 1,000 円の増額となります。

職員手当の内訳は、下段の表のとおり所要見込み額の調整となりますが、退職手当組合負担金が勧奨退職、死亡退職職員により退職手当特別負担金として1,409万6,000円の増額となっております。退職手当組合負担金につきましては、年間を通じて職員の普通退職時の退職金を見込んで退職手当組合に支出しておりますが、ここで増額となりました退職手当特別負担金は、定年勧奨等の退職者に対して、職責に応じて設定した各区分の点数に基づき、在職期間のうち退職前240月分の合計点数を算出し、その合計点数に単価を乗じた額を普通退職分の退職金に加算して支給するもので、在職期間中の職責、能力、業績等を退職手当に反映し、調整額として普通退職金に加算し、支給しているものを通常の退職手当組合負担金のほかに特別負担金として支出するものでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

恐れ入ります、18ページにお戻りください。歳出に入ります。

○議会事務局長(澤本 恒男君) 歳出、款 01 議会費からになります。議会費の総額は 14 万 6,000 円を減額し、9,284 万 3,000 円となります。内訳で、議会事務局費は6万 7,000 円の減、不用額となります。議会運営費は7万 9,000 円の減ですが、議長交際費は 実績見込みにより2万円の増、負担金は9万9,000円の減、不用額の整理となります。 以上で議会費を終わります。

○総務課長(井上 永一君) 次に、款の2総務費でございます。項の1総務管理費ですが、目01一般管理費は総額で905万6,000円の増額でございます。内訳ですが、一般管理費の1,045万3,000円の増額は、報酬は表彰審査委員会の開催実績により1万9,000円の減額、19ページをごらんください。給料から共済費までは人件費ですが、職員手当等の1,318万1,000円の増額は、勧奨退職者等の増加による退職手当特別負担金の増額によるもののほか、所要額の調整によるものでございます。次の旅費から負担金・補助交付金につきましては、事業実績によりそれぞれ減額となるものでございます。次の庁舎管理費は140万円の減額となります。需用費の200万円の減額は、光熱水費として庁舎電気料の減額によるもの、備品購入費の60万円の増額は、現在、文化会館で執務をしている社会教育係を事務の効率化と各係相互の事務補完を図るため、本庁3階の教育課と同じフロアに移動するための机、いす、書類保管庫などの備品を購入するものでございます。次の災害対策用職員住宅管理費の3,000円の増額は、役務費の建物災害共済保険料で、現在、災害対策用職員住宅として整備をしている大氷川地内の住宅の災害共済保険料でございます。次の目03広報費は160万8,000円の減額でございます。20ページをごらんください。

賃金は48万円の減額で、防災行政用無線放送の臨時職員賃金を、需用費は70万円の減額で、広報の印刷製本費を、役務費は42万8,000円の減額で、プロバイダー接続料、インターネット接続料をそれぞれ実績に基づき減額するものでございます。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次の目 06 財産管理費は 224 万 6,000 円の増で、委託料 200 万円の減は、主に 99 カ年地上権に関する相続・抹消登記等が事業完了したことにより減額するものでございます。次の使用料及び賃借料 80 万円の減は、実績見込みによるコピー機使用料の減です。次の公有財産購入費 504 万 6,000 円の増は、常磐(小留浦)地内奥多摩病院先の奥多摩湖方面への国道右側にあります氷川字小留浦 1,137 番地 3 外 4 筆の個人用地計 410.41 平方メートルを今後の公共用事業等の用地としての活用を見込み、取得するものでございます。

次の目 07 企画費では 669 万 4,000 円の増で、内訳としまして委託料 3 万 4,000 円の減は事業完了による不用額であり、次に 21 ページをお開きください。負担金・補助及び交付金で 672 万 8,000 円の増は、バス路線維持対策費補助金が 675 万 1,000 円の増であり、前年度の最終補正予算では 1,741 万 1,000 円の大規模な増額補正をさせていただきましたが、今回の補正では前年度と比較しまして 1,066 万円の改善が図られております。これに

つきましては、主に鴨沢西線、鍾乳洞線が好調であったことによるものでございます。このことに伴いまして西東京バスへの補助金の総額は 5,657 万 1,000 円となります。次の全国過疎地域自立促進活性化連盟分担金は 2 万 3,000 円の減で、通知によるものでございます。次の企画事業費 8 万円の減は、特別旅費を皆減するものでございます。

○総務課長(井上 永一君) 次の目 08 電子計算費は 361 万 4,000 円の減額でございます。電子計算開発費の委託料の減額で、住民基本台帳システムの改修委託費用が実績により減額となるものでございます。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次の目 09 地域振興費、(2) コミュニティ施設整備 事業費 220 万円の減は、原生活館改修事業の契約額の確定に伴う委託料及び工事請負費の 不用額となります。

次の目 10 基金運用費 4,046 万 2,000 円の増は、内訳としまして財政調整基金費が 3,000 円の減、減債基金費が 13 万 6,000 円の増で、22 ページをごらんください。公共施設整備基金費が 26 万 9000 円の増で、いずれも歳入におきましてご説明いたしました利子分を積み立てる金額を実績見込みにより増減するものであり、次の(04) 庁舎建設基金費は、利子分が 6 万円の増及び本補正予算における一般会計全体の収支状況から当初予算で見込めなかった 4,000 万円を積み増しし、補正後の額を 1 億 10 万 1,000 円とするものでございます。

○総務課長(井上 永一君) 次の目 11 車両管理費は 35 万円の増額で、需用費の 25 万円の増額は、燃料費により庁用自動車燃料代、使用料及び賃借料の 10 万円の増額は、出張時の有料道路、駐車場使用料の増額によるものでございます。

○地域整備課長(須崎 政博君) 目 12 交通安全対策費、02 交通安全施設等整備事業費の1万6,000円の減額につきましては、道路反射鏡の設置による工事費の額の確定によるものでございます。

○住民課長(原島 滋隆君) 次の目 15 人権・行政相談費 7,000 円の減額は、使用見込みにより減額するものです。

次の 23 ページをお開きください。項 02 徴税費、目 01 税務総務費 27 万円の増額は人件 費によるものです。

次の項 03 戸籍住民基本台帳費 10 万 4,000 円の増額は、節 03 職員手当等 15 万円と節 04 共済費 4,000 円の増額をそれぞれ見込み、節 14 使用料及び賃借料において複写機の使 用見込みにより 5 万円の減額を見込んだものによるもので、次の目 02 社会保障・税番号制度費は予算の増減はなく、財源組みかえによるものです。

○総務課長(井上 永一君) 次に、項の4選挙費となります。23 ページの最下段から 24 ページの目 03 東京都議会議員選挙費は 137 万 7,000 円の減額。25 ページをごらんくだ さい。目 04 衆議院議員選挙費の 181 万 2,000 円の減額は、いずれも選挙執行による不用 額でございます。

26 ページをごらんください。項の5統計調査費となります。目 01 基幹統計費は1万 8,000 円の減額で、内訳は工業統計調査費の1万2,000 円、就業構造基本調査費の6,000 円の減額は、いずれも事業執行による不用額でございます。

総務費は以上でございます。

○福祉保健課長(清水 信行君) 款 03 民生費でございます。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費では、節 01 社会福祉総務費において、一般財源から特定財源に組みかえ るもので、予算の増減はございません。02 社会福祉委員費では、費用弁償の不用額を整 理し、27 ページをお開き願います。03 民生委員推薦会費では、報酬及び費用弁償につい て皆減し、04 民生・児童委員協力員事業費では、報償及び事業費について実績に基づき 不用額を整理し、05 行旅死亡人取扱費では、歳入の行旅死亡人所持金の増額により、そ の分の財源を組みかえるもので、予算の増減はなく、06 保護司活動費では、不用額を整 理し、07 社会福祉協議会補助事業費では、特定財源の歳入増による財源組みかえで予算 の増減はなく、16 少子化・定住化対策事業費では、報償費においておせっかい支援員に よる結婚支援での成婚奨励金について見込み数を減らしたことで 10 万円を減額し、需用 費では定住応援住宅の光熱水費について実績見込みにより3万円を追加し、負担金・補助 及び交付金において保育園保育料助成事業では、入園児童の増加により 150 万円を追加す るものの、ひとり親・多子家庭ごみ処理支援事業以下、中学生制服等支援事業までは、そ れぞれ説明欄記載の金額について実績に基づき減額するものです。17 地域ささえあいボ ランティア事業費では、事業費で計上していたパンフレット印刷費について在庫があるこ とから減額し、18 臨時福祉給付金事業費では、職員手当等から負担金・補助及び交付金 までは不用額を整理するもので、社会福祉総務費全体で234万4,000円を減額するもので す。

目 02 老人福祉費です。01 高齢者福祉地域支援事業費では、在宅の高齢者に対し、申請に基づき紙おむつを支給するものですが、実績見込みにより 50 万円を減額し、04 高齢者緊急通報システム事業費では、機器購入に係る備品購入費について実績に基づき 44 万円を減額、29 ページをお開きいただきまして、07 高齢者自立支援住宅改修給付事業費から15 人にやさしい道づくり整備事業費まで、実績見込みにより不用額を整理し、21 介護保

**険事業費では、職員手当及び共済費において所要額を追加し、繰出金において介護給付費** では実績見込みにより減額し、地域支援事業繰出金では介護予防・日常生活支援総合事業 において利用者の増により追加、包括的支援事業・任意事業及びその他事業では実績見込 みにより減額、低所得者保険料軽減繰出金について対象者の確定により減額し、30 ペー ジの 22 後期高齢者医療事業費では、繰出金において広域連合からの通知に基づき、説明 欄記載の繰出金について減額、老人福祉費全体では2,774万6,000円を減額するものです。 目 03 心身障害者福祉費です。01 心身障害者福祉費では、事業費から負担金・補助及び 交付金まで実績に基づき、説明欄記載の金額をそれぞれ減額し、31 ページをお開き願い ます。02 重度障害者見学事業費では、需用費から使用料及び賃借料まで不用額を整理し、 03 在宅心身障害者福祉手当給付事業費から 05 町単独精神障害者支援事業費まで、扶助費 においてそれぞれ不用額を整理するもので、06 重度身体障害者(児)住宅設備改善等事 業費では、歳入における補助金の減額により一般財源に組みかえるもので、予算の増減は なく、08 障害者総合支援事業費では、報酬から扶助費までそれぞれ実績に基づき減額す るものですが、扶助費のうち上から8項目め及び13、14項目めにつきましては、障害者 グループホーム入所者及び短期入所利用者の増により増額するものでございます。次の 09 障害者医療事業費では、扶助費において更生医療給付費については、これまでの実績 により見込み額を減額し、育成医療給付については、これまで実績がないことから、新規 見込み分のみとし、療養介護医療給付費につきましては、利用者の実績に基づき4万 8,000 円を追加し、合計では 207 万 2,000 円を減額するものです。33 ページをお開きくだ さい。10 障害者地域生活支援事業費では、役務費では、地域活動支援センターで使用し ていた冷蔵庫のリサイクル料について減額し、委託料では、障害のある方の外出時に手助 けをするためのガイドヘルパー事業について実績により 21 万円を追加、備品購入費では、 不用額を整理し、扶助費では、日常生活用具給付費の利用者の増により 23 万円を追加す るもの、14 高次脳機能障害者支援促進事業費では、需要費を皆減し、15 自殺対策事業費 では、報償費においてゲートキーパー養成講座の講師謝礼1名分を減額、需用費では説明 欄記載のとおり不用額を整理し、16 在宅障害者自立生活サポート事業費では、自立訓練 における食材料費を減額し、17 障害者虐待防止対策事業費では、啓発用パンフレット印 刷の実績により不用額を整理し、心身障害者福祉費全体で1,086万7,000円を減額するも

34 ページをお願いいたします。目 04 福祉会館費では、修繕費及び委託料において不用額を整理するもので、それぞれ放送機器の修繕、建物維持補修調査業務の契約金の確定に

のです。

よるもので、福祉会館費全体で42万3,000円を減額するものです。

項 02 児童福祉費です。目 01 児童福祉総務費では、01 児童福祉総務費で、人件費の調整で職員手当を 20 万円追加するもの、02 児童福祉費では、委員報償費について減額し、備品購入費において新たに子ども・子育て会議設置に係る公印購入費を追加し、03 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費では、委託料において実績により減額し、償還金・利子及び割引料において前年度補助金の返還金を追加するものです。35 ページをお開き願います。04 ひとり親家庭医療費助成事業費では、委託料において見込みにより追加し、07 乳幼児医療費町単独助成事業費では、扶助費において見込みにより減額するもので、児童福祉総務費全体では3,000 円を追加するものです。

目 02 児童措置費です。01 保育所措置費では、委託料において子ども・子育で支援新制度に伴う公定価格の変更及び加算項目の追加により、氷川保育園で1,648万8,000円、古里保育園で260万円をそれぞれ追加するもので、負担金・補助及び交付金では、歳入でもご説明いたしましたが、子どもと子育で家庭に対する安心・安全確保対策支援事業補助金として、町内の保育所等の安全・安心対策用備品等の購入に対する補助事業のため38万円を追加するものです。償還金・利子及び割引料では、平成28年度に交付された子どものための教育保育給付費国庫負担金及び都負担金について、交付金の額の確定に伴う返還金として、合わせて454万2,000円を追加し、02児童手当費では、償還金・利子及び割引料で前年度の補助金の確定により18万8,000円を追加、03児童育成手当費では扶助費において育成手当及び障害手当について、それぞれ対象者数の見込みにより減額し、償還金・利子及び割引料では、前年度の補助金の確定により10万3,000円を追加、児童措置費全体で2,324万2,000円を追加するものです。

目 03 児童健全育成事業費では、01 放課後児童健全育成事業費において、委託料では学 童保育指導員の増員により 37 万 9,000 円を追加、備品購入費では、不用額を整理し、児 童健全育成事業費全体では 34 万 9,000 円を追加するものです。

目 04 子ども家庭支援センター事業費では、01 子ども家庭支援センター事業費において、報償費では、子育てサロン講師謝礼等の不用額を減額し、事業費では、不用額を減額、委託料では、センター内の事務用複合コピー機の保守委託料について実績により 10 万円を追加、償還金・利子及び割引料では、前年度都補助金の確定により返還金6万4,000円を追加し、37 ページをお開きください。02 ファミリーサポートセンター事業費では、委託料において相談員委託料について実績により減額、償還金・利子及び割引料では、前年度の都補助金の額の確定により返還金3万2,000円を追加し、03病後児預かり事業費では、

負担金補助及び交付金において実績に基づき減額するもので、子ども家庭支援センター事業費全体で22万4,000円を減額するものです。

○住民課長(原島 滋隆君) 次の項 03 国民年金費は 10 万円の増額を職員手当の使用見込みにより計上するものです。

以上で、款03民生費の説明を終わります。

○福祉保健課長(清水 信行君) 款 04 衛生費です。目 01 保健衛生総務費、01 保健衛生総務費では、職員人件費のうち、共済費において所要額を調整し、委託料では、難病医療相談員の勤務実績により 16 万 5,000 円を減額、02 保健福祉センター管理費では、需用費で保健福祉センター用封筒印刷代の不用額を整理し、光熱水費では、電気料、水道使用料及び下水道使用料について、それぞれ実績により、合わせて 129 万 7,000 円を減額、役務費では、センター電話料について実績により減額し、使用料及び賃借料では、コピー機使用料について実績により減額し、工事請負費では、センター空調機の工事契約の確定により減額、備品購入費では、地域における保健師活動時に使用するスクリーン購入費の不用額を整理し、06 休日歯科応急診療事業費では、都補助金の確定による財源組みかえで予算の増減はなく、07 犬の登録と予防接種事業費では、需用費において不用額を整理するもので、保健衛生総務費全体では 210 万 1,000 円を減額するものです。

目 02 予防費、01 健康づくり推進事業費では、報酬では、健康づくり推進協議会の委員報酬について不用額を減額し、39 ページをお開き願います。報償費において実施を予定していた講演会講師謝礼について 11 万 8,000 円を減額するもの、旅費では、先ほどの委員報酬及び保健推進員さんの全体会出席者数が確定したことから不用額を整理し、負担金・補助及び交付金では、各自治会の保健推進員の皆様の活動事業の実施見込みにより20 万円を減額するものです。03 感染症予防対策事業費では、高齢者インフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチン接種においてそれぞれ実績見込みにより、合わせて11 万 8,000 円を減額し、04 定期予防接種事業費では、委託料で当初見込んでおりました乳幼児等への法定予防接種委託料について実績に基づく見込みにより減額し、05 結核予防対策事業費では、がん検診等の受診通知に係る郵券代について実績に基づき減額するもの、委託料では説明欄記載の各種がん検診、肝炎ウイルス検査、成人歯科検診の受診者数の減及びヘルシー体操に従事している健康運動指導士による健康事業の実績に基づく減額等により、合わせて351 万 3,000 円を減額、10 骨粗鬆症予防対策事業費では、受診者数の見込み減により減額し、11 健康相談事業費では、需用費で、血液検査用品及び栄養指導時の食材

料費について実績により減額、役務費では、携帯電話等の回線料について実績に基づき減額し、12 食育推進事業費では、報償費で、料理講習会講師謝礼を実績により減額、需用費では、料理講習会時の食材料理費について不用額を整理し、役務費でも講習会時の保険料について不用額を整理するものです。13 生活習慣病等予防事業費では、都補助金の確定による財源組みかえで予算の増減はなく、予防費全体では638万8,000円を減額するものです。

目 03 母子保健事業費です。41 ページをお開きください。011歳6カ月児健康診査事業費から 42 ページ、17 未熟児養育医療事業費まで、実績によりそれぞれ説明欄記載のとおり減額するものですが、085歳児健康診査事業費、13 乳幼児歯科相談・歯科健診事業費、17 未熟児養育医療事業費につきましては、それぞれ都の補助金の確定による財源組みかえを行うもので、予算の増減はなく、これら母子保健事業費全体では120万円を減額するものです。

○住民課長(原島 滋隆君) 次の目 04 環境衛生費 13 万 9,000 円の増額は、01 環境衛生総務費において節 02 給料から節 04 共済費まで人件費による増額 28 万 5,000 円と、節 15 工事請負費 10 万円の減額を見込み、次の 03 生活排水対策事業費で節 11 需用費において、雑排水直接浄化施設の閉鎖により、光熱水費 4 万 6,000 円の減額を見込んだことによるものです。

次の 43 ページをお開きください。項 02 清掃費、目 02 塵芥処理費は 622 万 7,000 円の減額を見込むもので、01 ごみ処理事業費では、節 11 需用費は、燃料単価の改定により 12 万 5,000 円の増額を見込み、節 19 負担金・補助及び交付金において西秋川衛生組合負担金の確定により 635 万 2,000 円の減額を見込んだことによるものです。次の目 03 し尿事業費 1 万 3,000 円の減額は使用見込みにより、節 11 需用費の減額を見込むものです。

以上で、款04衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長(天野 成浩君) 次に、款 06 農林水産業費でございます。項 01 農業費、目 01 農業推進協議会費 50 万 8,000 円の減額は、節 01 報酬及び節 09 旅費で、説明欄記載の委員報酬、費用弁償及び職員旅費を実績見込みにより減額するものです。次の 44 ページをお願いいたします。節 13 委託料 8 万 5,000 円の減額と、節 14 使用料及び賃借料 25 万 3,000 円の減額は、農地台帳システムを既存のパソコンシステムに移行ができたこと、保守管理、リース料が発生しなくなったことから皆減するものでございます。

次に、目 02 農業総務費 1,108 万 2,000 円の減額は、内訳として 02 農作物有害鳥獣対策 事業費、63 万円の減額は、節 09 旅費 5 万 3,000 円は不用額でございます。次の節 13 委 託料 46 万円の減額は、説明欄記載の猿のGPS警戒システム整備費、機材整備の費用で、 実績見込みによるものです。雲取山周辺のシカ被害対策委託の実績に伴い、30 万 8,000 円を減額するものです。次の節 19 負担金・補助及び交付金 11 万 7,000 円の減額は、山葵 田防護網設置事業補助で、実績により減額するものです。

○地域整備課長(須崎 政博君) 次に、03 簡易給水施設管理費の 1,045 万 2,000 円の 減額につきましては、15 工事請負費で、5 施設のうち峰・奥地区の水道施設の維持補修 工事を行い、栃寄浄水場のろ過機の更新工事では、当初膜ろ過施設を予定していましたが、 現場の作業スペースと機器の搬入等を再度検討した結果、膜ろ過と同等の機能を有し、コ ンパクトな機器を選定したことで不用額とするものでございます。

○観光産業課長(天野 成浩君) 次に、目 03 農業振興費 214 万 5,000 円の減額は、次の 45 ページをお願いいたします。内訳として 01 農業振興総務費 66 万 3,000 円の減額は、節 07 賃金 10 万 9,000 円の減額で、山葵塾講師賃金によるものと、節 12 役務費 5 万円の減額は、食肉検査手数料を見込み、次の節 13 委託料 50 万 4,000 円の減額は、小丹波地区の山葵田調査業務委託の実績見込みにより減額するものでございます。次の 03 町農林業等振興事業費 133 万 9,000 円の減額は、節 01 報酬 3 万 9,000 円の減額と節 19 負担金・補助及び交付金では予定しておりました振興事業補助金が本年度は規模を縮小して事業を実施したことから申請がなかったことということで皆減するものでございます。次の 04 体験農園管理運営事業費 14 万 3,000 円の減額は、節 07 賃金 6 万円の計上は、日帰り農園整備のための賃金を見込み、節 11 需用費 10 万 7,000 円の減額は、ふれあい農園絵図印刷のための4 万 3,000 円を増額し、光熱水費では、電気水道料実績により 15 万円を減額するものです。次の節 15 工事請負費 3 万 6,000 円の減額は、ラウベ 3 棟の外壁塗装工事が完了したため不用額となったものでございます。節 16 原材料費 6 万円の減額は、苗代等の実績見込みにより減額するものでございます。

46 ページをお願いいたします。項 02 林業費、目 01 林業総務費 4 万 5,000 円の減額は、 節 09 旅費で人件費の調整によるものでございます。

次に、目 03 森林費 182 万円の減額は、内訳として 01 森林保全・活用総務費 194 万 9,000 円の減額で、節 02 給料から節 04 共済費までの減額は人件費の調整によるものでございます。節 07 賃金 173 万 1,000 円の減額は、森林保安員の実績により見込むものでございます。次の 05 森林セラピー事業費 12 万 9,000 円の増額は、おくたま地域振興財団看板設置工事を見込むもので、財団事務所が役場庁舎地下 2 階にあることから、利用者に案内周知をするため、役場庁舎外壁 J R側に看板を設置し、庁舎正面玄関通用口に明示する

ものでございます。

○地域整備課長(須崎 政博君) 次に、目 04 林道治山費 914 万 5,000 円の減額につきましては、01 林道維持管理費では、節区分の 13 委託料及び次の 47 ページの 14 使用料及び賃借料は、1月2月に2度の積雪で除雪対応したことによるものと、今後の降雪を想定し、除雪対応に係る諸費用を増額するもので、次の 15 工事請負費では額の調整のみで補正はございません。次に、02 都補助林道開設事業費 925 万 3,000 円の減額は、節区分 11 需用費から 22 補償・補填及び賠償金は額の確定により不用額とするものですが、15 工事請負費で、名坂線林道開設工事の額の確定による不用額が主なものでございます。次に03 都補助林道改良(舗装)事業費 69 万 2,000 円の減額は、13 委託料で説明欄記載の 3 路線の額の確定によるもので、48 万 3,000 円を減額とし、次の 15 工事請負費は説明欄記載の 3 路線の本体工事及び附帯工事の額の確定により 20 万 9,000 円を減額とするものでございます。

○観光産業課長(天野 成浩君) 48 ページをお願いします。項 03 水産業費、目 01 水産業総務費 7,420 万 2,000 円の減額は、内訳として 01 水産業総務費 9 万 4,000 円の増額は、節 03 職員手当等、節 04 共済費の人件費の調整によるものです。

次の 02 内水面漁業環境活用施設整備事業費 7,429 万 6,000 円の減額は、節 13 委託料 847 万円の減額は、事業費確定に伴う不用額によるものと、節 15 工事請負費 6,582 万 6,000 円の減額は、説明欄記載の氷川国際釣場駐車場増設工事が入札不調により 5,500 万 円の皆減、附帯工事 100 万円の皆減、栃寄養魚池給水バルブ取替工事は契約差金により 684 万 8,000 円の減額、以下の事業は実績見込みにより、それぞれ減額するものでございます。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

○議長(師岡 伸公君) お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。 午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

- ○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 議案第 18 号の歳出、款 07 商工費から説明願います。観光産業課長。
- ○観光産業課長(天野 成浩君) それでは48ページをお開きください。款07商工費で

ございます。項 01 商工費、目 01 商工総務費 45 万 4,000 円の減額は、内訳として 02 商工振興費 44 万 7,000 円の減額は、節 19 負担金・補助及び交付金 44 万 7,000 円の減額で、説明欄記載の中小企業退職共済掛金補助金 17 万 8,000 円の減額、中元大売り出し補助金 26 万 9,000 円の減額をそれぞれ実績により見込むものです。

次に、49ページをお願いいたします。03小口事業資金融資事業費でございます。7,000円の減額は、節01報酬、節09旅費は実績確定による不用額でございます。節19負担金・補助及び交付金は、利子補給100万円の減額で、保証料補助金100万円の増額は、それぞれ実績により見込むものでございます。

次は、項 02 観光費です。目 01 観光総務費 1,159 万 4,000 円の減額は、内訳として 01 観光総務費 1,086 万 8,000 円の減額は、節 09 旅費で 25 万 6,000 円の減額、節 11 需用費 248 万 6,000 円の減額は、食料費の皆減、パンフレット等印刷物の費用確定により減額をするものです。次の 50 ページ、節 19 負担金・補助及び交付金 812 万 6,000 円の減額は、主に小河内振興財団補助金確定見込みにより 800 万円を減額、そのほかは負担金決定によるものでございます。次の 05 観光施設等整備基金費 22 万 2,000 円の減額は、歳入でご説明いたしました使用料及び利子の減額を見込むものでございます。次の 06 花の里づくり事業 50 万 4,000 円の減額は、助成金及び補償費ともに事業実績に伴うものでございます。

次に、目 02 観光施設費 155 万 6,000 円の増額は、内訳として 01 観光施設維持管理費 343 万 6,000 円の増額は、節 11 需用費 70 万円の増額で、トイレットペーパー、清掃用具 等の消耗品を 5 万円増額し、そのほか光熱水費では、水道及び電気料で使用量が多くなったことから 65 万円を増額するものでございます。次の節 12 役務費 32 万 1,000 円の減額 は実績見込みにより通信運搬費等及び火災保険料の減額を見込むものです。 51 ページをお願いいたします。節 13 委託料 325 万 7,000 円の増額は、町内 20 カ所の観光公衆トイレ総合清掃委託費 299 万 9,000 円の増額を、清掃研修委託費は 20 万円を皆減し、新たに特定報告が必要な建物として鳩の巣荘建築設備定期検査等報告業務を 45 万 8,000 円計上するものでございます。次の節 18 備品購入費 20 万円の減額は、清掃専用車両及び機材設備の購入が完了したものでございます。

次に、02 観光施設整備事業費 188 万円の減額は、森林資源を活用した観光振興森林整備業務委託と観光公衆トイレ改修設計委託の事業の完了見込みによるものでございます。 以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○地域整備課長(須崎 政博君) 次に、款 08 土木費、項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 1,018 万 2,000 円の減額につきましては、01 土木総務費の 11 需用費で町が管理して

いる街路灯の電気使用料が増となったことで8万円を増額するもので、次に 03 登記事務 費の 20 万円の増額は、主に 12 役務費で土地の取得に伴う遺産分割協議書等の登記資料作 成にかかわる手数料が増加したことにより増額するもので、次の 52 ページの 13 委託料で は、額の調整のみで補正はございません。

次に、05 道路台帳整備事業費の11万2,000円の減額につきましては、道路台帳補正作業委託料の契約額の確定によるもので、不用額とするものでございます。

次に、07 地籍調査事業費 1,035 万円の減額は、白丸地区地籍調査委託等における契約額の確定により不用額とするものでございます。

次に、款 08 土木費、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費 250 万円の増額は、主に 13 委託料と 14 使用料及び賃借料で、積雪時の対応における委託料と除雪車賃借料を増額するものでございます。

次に、目 02 道路新設改良費 7,516 万 2,000 円の減額につきましては、01 都補助道路新設改良事業費で 3,932 万 8,000 円の減額は、13 委託料及び次の 53 ページの 15 工事請負費は、説明欄記載の各路線のそれぞれの額の確定によるもので、17 公有財産購入費の 487 万 8,000 円の減額は、説明欄記載の坂下中井戸線及び松葉穴沢線における用地交渉の結果、買収分の契約額が確定したことによるもので、次の 22 補償・補填及び賠償金については、地権者との調整により代替地の駐車場の計画の見直しが必要となり、農地転用の事務手続も必要となったことで、次年度に検討するため、不用額とするものでございます。

次に 02 町単独道路新設改良事業費 3,583 万 4,000 円の減額につきましては、主に 13 委託料及び 15 工事請負費で、説明欄記載の各路線のそれぞれの額の確定によるもので、次の 22 補償・補填及び賠償金の 10 万円の増額は、大丹波秩父線改良工事に伴い、立木補償が発生したことによるものでございます。

次に、目 04 橋梁新設改良費につきましては、53 ページから 54 ページにかけてお願いいたします。15 工事請負費では、長寿命化計画に基づき実施しています寸庭橋補修工事の額の確定により 500 万円を減額するものでございます。

次に、款 08 土木費、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費、01 住宅管理費 3 万 9,000 円の増額は、09 旅費で、旅費の調整により増額で、11 需用費では、管理している住宅の共用部分の街灯の電気料を増額とし、次の 18 備品購入費では、奥多摩町特定空家等認定審査会の運営を行うために必要なことから、公印を作成するために増額するものでございます。

次に、目 02 住宅建設費 277 万 3,000 円の減額につきましては、01 住宅建設事業費 34 万 6,000 円の減額は、13 委託料の説明欄記載で空家活用業務委託の減額は、今年度実績

及び今後の業務委託件数の精査によるもので、宅地分譲業務の減額は、当初計画の予定の 見直しに伴い、用途変更することで 230 万円を減額とするものでございます。次に 15 工 事請負費の 26 万 8,000 円は、町営小河内住宅改修工事の額の確定により不用額とするも のでございます。次に、17 公有財産購入費 222 万 2,000 円の増額につきましては、説明 欄記載の小丹波 (高畑) 地内住宅用地買収費は、定住促進用地購入に伴い、定住促進基金 から先行取得したことにより、買収費の基金戻し入れにより増額するものでございます。

次に、55 ページをお願いいたします。02 小丹波地内若者住宅建設事業費 139 万 9,000 円の減額つきましては、13 委託料で小丹波地内の南ノ原、桜久保、宮ノ下にかかわる測 量設計については、それぞれを額の確定により不用額とするものでございます。

次に、03 大丹波地内若者住宅建設事業費 2 万 8,000 円の減額につきましては、13 委託料の実績及び工事監理のそれぞれの委託業務については、額の確定により不用額とするものでございます。

次に、04 氷川地内若者住宅建設事業費 100 万円の減額につきましては、13 委託料の実施設計委託は、額の確定により不用額とするものでございます。

次に、款 08 土木費、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費 700 万円の増額は、下水道特別会計繰出金の確定により増額するものでございます。内容につきましては、下水道事業特別会計の補正予算でご説明を申し上げます。

以上で、土木費の説明を終わります。

○総務課長(井上 永一君) 次に、款の 9 消防費です。目 02 非常備消防費は 356 万 5,000 円の減額でございます。内訳ですが、非常備消防総務費は 4,000 円の増額で、職員普通旅費によるもの、56 ページをごらんください。消防団費は 356 万 9,000 円の減額ですが、報酬は 100 万円の減額で、当初予算では条例定数の 315 名で計上しておりました消防団員報酬を実団員数である 280 名にすることによる減、需用費の燃料費は 5 万円の増額で、ポンプ自動車及び積載車の燃料費の増によるもの、役務費の 3,000 円の増額は、消防車自賠責保険料の増、使用料及び賃借料の 4 万 8,000 円の増額は、ここで班長以上に配付いたしましたデジタル簡易無線機 105 台の電波利用料を計上したもの、備品購入費の 269 万 5,000 円の減額は、デジタル簡易無線機の購入費用の実績によるもの、公課費の 2 万 5,000 円の増額は、消防車の重量税の増額によるものでございます。

次の目 04 防災費は 120 万円の減額で、負担金・補助及び交付金で、歳入でご説明申し上げました緊急輸送道路として指定されている国道 411 号線の沿道に建築されている建物のうち、地震発生時の倒壊等により道路をふさぐ可能性のある建物の耐震化を実施するた

めの耐震診断及び設計の補助金について実績により減額するものでございます。 以上で、消防費の説明を終わります。

○教育課長(原島 政行君) 次に、款の10教育費でございます。項01教育総務費、目 01教育委員会費でございますが、節09旅費1万円の減、及び57ページ、節19負担金・ 補助及び交付金1万6,000円の減は、見込み及び決定額によるものでございます。

次の目 02 事務局費 5 万円の減は、内訳として事務局費の複合機使用料と教育文化振興 基金費の巨樹画集頒布代積立金の見込みにより減額をするものでございます。

次の目 03 教育指導費 251 万 4,000 円の減は、教育指導費の節 07 賃金として説明欄記載 の教育支援員賃金を 100 万円減、学校図書館支援員賃金を 50 万円減するもので、いずれ も勤務実績によるものでございます。また、節 08 報償費につきましても、就学支援委員 会報償5万5,000円の減、外国語活動指導補助員報償3万円の減、学校運営協議会委員報 償4万円の減、いずれも実績により減額をするものでございます。次に、節 11 需用費の 消耗品1万 6,000 円の増額は、発達検査用記録用紙を購入するものでございます。次に、 58 ページをお願いいたします。節 14 使用料及び賃借料 18 万 8,000 円の減につきまして は、古里小学校パソコンサーバ使用料が 13 万円の減、奥多摩中学校パソコン教室機器使 用料が5万8,000円の減、いずれも実績により減額するものでございます。また、節18 備品購入費につきましても書籍を 6,000 円減するものでございます。節 19 負担金・補助 及び交付金 65 万 1,000 円の減は、言語能力向上推進事業補助金として 50 万 1,000 円減し ますが、この事業費は当初より計上しておりましたが、都補助事業が平成 28 年度で終了 し、その決定が当初予算を組んだ後に通知があったことから、平成 29 年度の事業が行え ませんでしたので、皆減をするものでございます。また、オリンピック・パラリンピック 教育推進校事業補助金 15 万円の減は、古里小学校では講師を招いての卓球体験、氷川小 学校ではバスケット選手による講演と一輪車などの消耗品の購入、奥多摩中学校では、車 椅子バスケットの選手講演などが行われたオリンピック教育推進校事業に係る補助金とな り、実績により減額をするものでございます。

次に、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費補助金6万円の減につきましても実績による ものでございます。

次に、項 02 小学校費、目 01 学校管理費 105 万 6,000 円の減は、小学校管理費として 56 万 7,000 円を減額するもので、節 14 使用料及び賃借料で、小学校で使用しているパソコンの使用料を 50 万 7,000 円の減、節 16 原材料費で 6 万円の減となります。次に 59 ページをお願いいたします。小学校管理費の節 12 役務費 10 万円の減、節 14 使用料及び賃

借料5万円の減、次の氷川小学校管理費、節12役務費10万円の減、節14使用料及び賃借料17万9,000円の減、節18備品購入費6万円の減につきましては、見込み及び決定により減額をするものでございます。

次に、目 02 教育振興費 4 万 4,000 円の増額は、小学校教育振興費の節 14 使用料及び賃借料において、古里小学校の新入生のうち、大丹波地区の児童は入学当初の給食のない 1 週間及び臨時に早く返すときに適当なバスがないため、下校時の安全性を考慮し、京王自動車に委託し、タクシーで送迎している賃借料につきまして 2 万円を減するものでございます。節 19 負担金・補助及び交付金の遠距離通学費補助金が実績により 15 万 3,000 円の増となります。交流学習補助金、移動教室補助金、宿泊体験学習補助金は実績により減、卒業アルバム補助金は実績により増となります。

次に、目 03 学校建設費 1,488 万 4,000 円の減は、節 13 委託料が 60 ページにかけて歳 入で説明させていただきました古里小学校水道直結化工事の監理業務委託が 72 万 6,000 円の皆減、氷川小学校体育館非構造部材耐震化設計業務委託は、契約実績により 4 万 3,000 円の減となります。節 15 工事請負費 1,411 万 5,000 円の減は、小学校補修工事で、 不用額として 61 万 5,000 円の減、古里小学校水道直結化工事は、監理業務委託と同様に 皆減するもので、1,350 万円となります。

次に、項 03 中学校費、目 01 学校管理費の中学校管理費 50 万 8,000 円の減と奥多摩中学校管理費 26 万 4,000 円の減は、60 ページから 61 ページにかけてそれぞれ実績、または見込みによるものでございます。

次に、目 02 教育振興費 58 万 8,000 円の減は、内訳としまして、中学校教育振興費が 14 万円の減、奥多摩中学校教育振興事業費が 62 ページにかけて 44 万 8,000 円の減、いずれも実績によるものでございます。次に、節 03 学校建設費 7 万 7,000 円の減は、F F 暖房機撤去、トイレ・階段手すり設置、防火シャッター危害防止装置設置など、工事の不用額となっております。

次に、項 04 給食費、目 01 給食管理費 27 万 2,000 円の減でございますが、節 01 報酬は、学校給食センター運営委員報酬として 3 万 4,000 円の減、節 03 職員手当等 1 万 8,000 円の減は人件費、節 07 賃金 16 万 2,000 円の減は、臨時職員の勤務実績により、節 11 需用費のうち修繕費 5 万 1,000 円の増は、電気フライヤーの老朽化により修繕をするもの、節 12 役務費は、63 ページにかけて、実績及び見込みにより 6 万 4,000 円の減、節 13 委託料 3 万 2,000 円の減は、厨房から排水に含まれている油や残飯を一時的にためておく装置のことをグリストラップといいまして、その清掃委託料を実績により減額するものでござい

ます。節18備品購入費は、不用額として1万3,000円を減するものでございます。

次に、項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費 196 万 2,000 円の減は、社会教育総務費 として、節 01 報酬 15 万 7,000 円の減は、社会教育委員の報酬支払い見込みとして、節 03 職員手当等、04 共済費は人件費、節 07 賃金 7 万 9,000 円の増は、臨時職員の勤務実績 及び見込みによるものでございます。節 08 報償費 11 万 1,000 円の減は、64 ページにかけて講習会等謝礼の実績により減、節 09 旅費 2 万 6,000 円の減は、各種事業の不用額となっております。

次に、教育文化振興事業費 213 万円の減は、海外派遣事業負担金として 203 万円の減、これは国際的視野を持つ人材育成を図るとともに、その交流体験を生かし、次代を担うリーダーの養成を図ることを目的に実施してきました中学生等の海外派遣事業で、平成 29 年度は7月24日から8月5日までの13日間の日程で、オーストラリアゴールドコーストのコモンウェルスゲームズ関連施設の見学を含め、中学生等10名の派遣人員で実施しました。募集人員は15名でしたが、参加者が10名でしたため、不用額を減額するものでございます。また、芸術・文化振興事業助成金10万円の減は、助成申請がなかったことから皆減するものでございます。

次に、文化会館管理費 25 万 8,000 円の増は、光熱水費及び電話料の支払い見込みによるものでございます。

次に、目 02 青少年対策費 187 万 3,000 円の減は、節 01 報酬で、青少年問題協議会委員報酬が実績により 1 万 3,000 円の減、節 07 賃金が 4 万 5,000 円の減、65 ページをお願いいたします。節 09 旅費 1 万円の減は、青少年問題協議会時の委員費用弁償、節 13 委託料 3 万円の減は、文化団体連盟へ委託し開催する夏休み子ども体験教室によるもの、節 14 使用料及び賃借料 3 万円の減は、小学生スキー教室開催のためのバス借上料、節 19 負担金・補助及び交付金 174 万 5,000 円の減は、昨年 8 月に予定していた神津島洋上セミナーが台風の影響により中止となったことから減額するものでございます。

次に、目 03 文化財保護費 426 万 3,000 円の減は、文化財保護事業費として、節 08 報償費は、小河内神社の例大祭の日に水と緑のふれあい館において出演をお願いしている謝礼の減額と、古文書研究会において古文書講習会を開催する予定でいましたが、開催することができなかったことから皆減をするものでございます。また、節 11 需用費のうち、食糧費、印刷製本費、光熱水費は見込みにより減、節 13 委託料は、実績により減しましたが、特に古文書目録作成業務委託につきましては2名分を委託していたものを1名の委託としましたので、200 万円を減額するものでございます。次に、66 ページの節 19 負担

金・補助及び交付金ですが、指定文化財等整備事業補助金が境獅子舞装備品修理として 81 万円の減、カモシカ保護行政担当者等会議負担金が1万1,000円の減となっております。

次に、目 04 水と緑のふれあい館事業費 158 万 3,000 円の減は、節 11 需用費から 67 ページの節 19 負担金・補助及び交付金までは、支払い見込みや実績により減をするものでございます。なお、節 22 補償・補填及び賠償金 200 万円の増額は、歳入の計上や昨日の定例会の議案第 16 号において議決いただきました水と緑のふれあい館において、平成 19年 11 月 25 日に起きた事故に対する賠償金を相手方に支払うものでございます。

次に、目 05 図書館費 13 万 2,000 円の減、目 06 美術館費 149 万 1,000 円の減、68 ページの目 07 森林館費 34 万 6,000 円の減は、それぞれ実績及び支払い見込みによるものでございます。

69 ページをお願いいたします。項 06 保健体育費、目 01 保健体育総務費 110 万 3,000 円の減は、節 08 報償費は、各種講師謝礼を 17 万 5,000 円の減、節 09 旅費は、スポーツ推進委員の費用弁償として 4 万 7,000 円の減、節 13 委託料は、平成 29 年 10 月に開催した歩く大会の運営を体育協会へ委託した実績と、平成 29 年 11 月に開催した加藤旗争奪駅 伝大会記録計測業務委託の実績として 78 万 2,000 円の減でございます。節 19 負担金・補助及び交付金は、都民体育大会、東京都市町村総合体育大会、ニュースポーツ講習会などの実績により 9 万 9,000 円を減するものでございます。

次に、目 02 体育施設費 196 万 7,000 円の減は、学校開放事業として 5 万 8,000 円の減、70 ページとなりますが、社会体育施設維持管理費として 166 万 4,000 円の減、総合運動場維持管理費として 24 万 5,000 円の減は、いずれも支払い見込みや実績による不用額でございます。

以上で、教育費の説明を終わります。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次の款 12 公債費は、長期債元金償還費で、歳出の額の変更はなく、財源組みかえを行うものです。

次の款 14 予備費の 50 万 6,000 円の減は、財源調整によるものです。

次に、ページが飛びますが、73 ページをお開きください。継続費についての前々年度 末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定 額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。この調書は5ページ第2表原生活 館改修事業の継続費補正に伴うもので、補正後の原生活館改修事業の財源内訳を含めた全 体計画及び年度別支出予定額並びに年度別の進捗率等が記載してございます。 全体計画は2カ年の継続費で変わらず、年割額が、契約額確定に伴って、それぞれ減額 されておりますが、財源は一般財源で変更はありません。また、表の一番右の継続費の総 額に対する進捗率の欄が額の変更に伴いまして、平成29年度が当初の40%から39.7%に、 平成30年度が当初の60%から60.3%にそれぞれ変更となっております。

最後に、74 ページをお開きください。町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。この調書につきましては、今回の補正予算のうち、6ページの第3表町債補正及び17ページの款20町債で説明しました臨時財政対策債の補正後の予算額1億円を反映したもので、表頭では中ほど当該年度中増減見込み額のうち、当該年度中起債見込み額の欄、表側では臨時財政対策の欄の交差したところに補正後の当該金額1億円が記載されております。したがって、当該年度末の現在高、見込み額も今回の補正で減額しました2,329万4,000円が反映された額となっております。

以上をもちまして、議案第 18 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 6 号)の 説明を終わります。

- ○議長(師岡 伸公君) 以上で、議案第 18 号の説明は終わりました。 次に、議案第 19 号及び議案第 20 号についての説明を求めます。観光産業課長。
- ○観光産業課長(天野 成浩君) それでは、議案第 19 号 平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第 4 号)につきましてご説明申し上げます。

5ページをお開きください。歳入となります。款 01 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 森の家使用料 63 万円の減額は、台風など荒天に伴う宿泊利用者の減額によるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、6ページをお願いいたします。歳出となります。款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 01 一般管理費 5 万 7,000 円の増額を見込むもので、内訳として、節 03 職員手当等 10 万 7,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。後ほど給与明細でご説明いたします。次の節 07 賃金 5 万円の減額は、臨時職員の賃金の実績によるものです。次に、項 02 事業費 68 万 7,000 円の減額は、内訳として、節 09 旅費は、宿泊研修が台風により中止となったことから 2 万 5,000 円を減額し、節 11 需用費 9 万円の減額は、説明欄記載の消耗品で、融雪剤の購入のめどが立ったことから 53 万円の減額、光熱水費は電気料の実績見込みにより 6 万円の減額、修繕費 50 万円の増額は、浴室暖房機 2 台の修繕を見込むものです。節 12 役務費 8 万 4,000 円の減額は、車両管理諸費用 7 万円の減額、自動車損害共済保険

料1万4,000 円の減額によるものです。節13委託料82万4,000 円の減額は、説明欄記載の健康診断委託から送迎バス運行業務委託までの実績見込みによるものです。次の7ページをお開きください。節14使用料及び賃借料23万円の減額は、事務機器の電話のリース料とコピー機使用料は、それぞれ実績見込みにより減額を見込み、次の節18備品購入費56万6,000円の増額は、高圧洗浄機や小型チェーンソーなどの備品購入を見込むものです。

次に、8ページをお願いいたし給与明細書です。上段の総括表をごらんください。表の一番下、比較の欄の給与費、左から3つ目、職員手当10万7,000円の増額は、下段の職員手当の内訳、各種手当のうち、扶養手当10万円、地域手当7万円の増額を見込み、上の表にお戻りください。給与費合計10万7,000円の増額を、1つ飛んで、合計で10万7,000円の増額を見込むものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第20号 平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

5ページをお開きください。歳入となります。款 01 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 野営場使用料 140 万円の減額は、天候不良に伴う宿泊者の減少によるものでございます。

次の款 03 諸収入、項 01、目 01 預金利子 3,000 円の減額は、実績見込みにより、次の項 02 雑入、目 02 実費徴収金 49 万 7,000 円の減額は、天候不良に伴うクラフト利用者の減少によるものです。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、6ページをお願いいたします。歳出でございます。款 01 総務費、項 02、目 01 利用管理費は、総額 190 万円の減額を見込むもので、節 11 需用費において、消耗品ではマイクロバスの老朽化に伴う入れかえによりスタッドレスタイヤとオイルのセットを購入するため 32 万円の増額を、光熱水費では電気料を実績により 53 万 5,000 円を減額し、修繕費は実績見込みにより 79 万円を減額するものです。次の備品購入費 89 万 5,000 円の減額は、購入実績に伴う不用額でございます。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。

- ○議長(師岡 伸公君) 以上で、議案第19号及び議案第20号の説明は終わりました。 次に、議案第21号から議案第23号までについての説明を求めます。福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(清水 信行君) それでは、初めに議案第21号 平成29年度奥多摩町

国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。款 01 国民健康保険税、目 01 一般被保険者国民健康保険税は 203 万 2,000 円を増額し、1億1,546 万 3,000 円とするもので、医療給付費滞納繰越分は 122 万 8,000 円の増、後期高齢者支援金分滞納繰越分は 36 万 5,000 円の増、介護納付金滞納繰越分は 43 万 9,000 円の増額をするものですが、これは 28 年度から 29 年度にかけて繰り越した滞納分の徴収額見込みが当初予算における見込みよりも増額したためでございます。

次の目 02 退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者の減により 136 万 7,000 円 を減額し、201 万 2,000 円とするもので、医療給付費現年課税分 77 万 7,000 円の減、後期高齢者支援金分現年課税分 24 万 9000 円の減、介護納付金現年課税分 34 万 1,000 円の減額を見込むものです。

次の款 02 国庫支出金、項 01 国庫負担金の療養給付費等負担金では、療養給付費の実績に基づく国負担分について、一般被保険者療養給付費等負担金については増額となり、後期高齢者支援金分及び介護納付金については減額となりますが、総額では 552 万 9,000 円増額の 1 億 4,848 万 2,000 円とするものです。

款 03 療養給付費交付金は、退職被保険者に係る療養給付費について社会保険診療報酬 支払基金から交付されるものですが、退職被保険者数の減少に伴い、療養給付費も減額と なったことから 265 万 2,000 円減額の 1,224 万 1,000 円となります。

款 04 前期高齢者交付金は、保険者ごとの高齢者の偏在を調整するため、すべての医療保険者から拠出されたものを前期高齢者の加入割合に応じて交付されるものですが、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき 2,092 万 3,000 円減額の 2 億 1,907 万 7,000 円となります。

6 ページをごらんください。款 05 都支出金、目 01 都補助金、項 02 財政調整交付金は、 交付金額の確定により 162 万円を減額し、4,193 万 2,000 円とするものです。

款 06 共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金について実績により 704 万 8,000 円を減額するものです。

款 08 繰入金では、療養給付費の伸びに対して保険税収入が不足するため、基金から 2,600 万円を繰り入れるものです。

款 10 諸収入、項 03 雑入、目 03 一般被保険者返納金は、社保に切りかわっているにもかかわらず、国保保検証で診療を受けた場合等の不正不当利得に係る徴収金返納金について、実績により 4 万 9,000 円を増額するものです。

7ページをお開き願います。歳出でございます。款 02 保険給付費、項 01 療養諸費、目 01 一般被保険者療養給付費は、療養給付費の実績に基づき 2,060 万円を増額するものですが、第 3・四半期までの給付実績及び 65 歳到達による退職被保険者から一般被保険者への資格切りかえに伴う給付費の伸びを見込んで増額するもので、次の目 02 退職被保険者等療養給付費では、退職被保険者対象者数の減少に応じて、これまでの実績等を勘案し、138 万 9,000 円を減額するもので、療養諸費全体では 1,921 万 1,000 円を増額し、保険給付費、療養諸費の総額を 4 億 9,865 万 4,000 円とするものです。

項 02 高額療養費、目 01 一般被保険者高額療養費は、療養給付費の伸びに応じて 900 万円を増額し、目 04 退職被保険者高額介護合算療養費については、実績に基づき皆減するもので、高額療養費全体で 895 万円を増額し、高額療養費の総額を 8,910 万円とするものです。

8ページをごらんください。項 05 葬祭費では、被保険者の死亡時に葬祭費として1件 5万円を支給するものですが、実績に基づき 15 万円を増額し、葬祭費の総額を 90 万円と するものです。

款 03 後期高齢者支援金等及び次の款 06 介護納付金では、財源組みかえをするもので、 予算の増減はございません。

款 07 共同事業拠出金です。目 02 高額医療費共同事業医療費拠出金は、診療報酬明細書の金額が 1 件当たり 80 万円を超える医療費について、区市町村からの拠出金及び国都からの負担金により運営するもので、国保連からの通知に基づき 960 万 1,000 円を減額するものです。

目 04 保険財政安定化事業拠出金は、区市町村保険者間の保険財政の安定化のため、1 円以上80万円までの医療費について区市町村からの拠出金を財源に100分の59に相当する額を国保連から区市町村保険者に交付するものですが、国保連からの通知に基づき1,738万円を減額するもので、9ページをお開きいただきまして、共同事業拠出金全体で2,698万1,000円を減額し、共同事業拠出金の総額を1億8,035万9,000円とするものです。

款 08 保健事業費、項 01 特定健康診査等事業費、目 01 特定健康診査等事業費では、受診者数の増加に伴い、39 万円を追加し、保健事業費の総額を 1,703 万円とするものです。項 02 保健事業費、目 01 保健衛生普及費では、当初予算において健康相談事業で活用するための備品購入費を計上しておりましたが、既存の機器類を効率的に活用することで購入せず、皆減とし、保健事業費の総額を 15 万円とするものです。

款 11 諸支出金、項 03 繰出金、目 01 病院事業会計繰出金では、奥多摩病院の診療設備の整備について国の調整交付金を充てるものですが、整備費の確定により調整交付金が確定したことから 162 万円を減額し、繰出金の総額を 75 万 6,000 円とするものです。

次に、議案第22号 平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。款 01 保険料でございます。後期高齢者医療保険料は、現年度分特別徴収保険料では 64 万 4,000 円を減額し、滞納繰越分普通徴収保険料では、104 万 9,000 円を増額し、後期高齢者医療保険料の総額を 6,487 万 1,000 円とするものです。これは保険料収入の見込み額が被保険者の増や所得の変化等の要因により、広域連合からの通知に基づく当初予算における見込みよりも増減したためでございます。

款 02 繰入金、項 01 一般会計繰入金では、療養給付費繰入金から葬祭費繰入金まで、いずれも広域連合からの通知に基づき、それぞれ説明欄記載の金額を減額するもので、合わせて 1,517 万 9,000 円減額の 1 億 1,450 万 4,000 円とするものです。

款 04 諸収入、項 04 受託事業収入、目 01 健康診査受託事業収入では、健康診査の受診者の減少を見込んで 23 万 8,000 円を減額し、健康診査受託事業収入の総額を 909 万 6,000 円とするものです。

項 05 雑入では、予算で見込んでいた未収金補填分負担金還付金について資格喪失による還付金の実績により 2,000 円を追加し、款 05 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 01 調整交付金では、保険医療制度改正に伴う広報紙等の郵券代として 1 万円の特別調整交付金を追加するものです。

7ページをお開きください。歳出でございます。款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費では、先ほど歳入でご説明いたしました郵券代について、一般財源から特定財源に組みかえるもので、予算の増減はございません。

款 02 広域連合納付金、項 01 広域連合納付金、目 01 広域連合分賦金では、歳入の一般会計繰入金と相関するもので、事務費負担金、療養給付費負担金、保険基盤安定負担金、保険料軽減措置負担金及び葬祭費負担金は、歳入と同額を減額するもの、保険料等負担金は、現年度分保険料の減額と滞納繰越分保険料の増額とを差し引きの上増額するもので、広域連合分賦金全体では 1,502 万円を減額し、広域連合納付金の総額を 1 億 7,504 万 5,000 円とするものです。

款 03 保健事業費、目 01 健康診査費2万円の増は、役務費で 11 月と 12 月に実施いたし

ました集団健診時の受診券送付郵券代を3万8,000円の増、委託料で後期高齢者医療被保険者に対する健康診査の実施に係る委託料について実績により減額するものでございます。 次に、議案第23号 平成29年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。款 01 保険料、項 01 介護保険料、目 01 第1号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料で 152 万 7,000 円の減、現年度分 普通徴収保険料で 43 万 1,000 円の増をそれぞれ実績により見込み、差し引き 109 万 6,000 円を減額し、保険料の総額を 1 億 6,841 万 6,000 円とするものです。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金 556 万 7,000 円の減は、介護給付費の実績見込みによる減額で、国庫負担金の総額を 1 億 2,024 万 3,000 円とするものです。

次の項 02 国庫補助金では、目 01 調整交付金においては、調整交付金算定の基準となる標準給付費が計画値を下回ったことにより 655 万 5,000 円の減、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分では、介護給付からの移行により 119 万 6,000 円を追加、包括的支援事業・任意事業分では、実績により 190 万 2,000 円を減額し、合わせて 726 万 1,000 円を減額し、国庫補助金の総額を 6,394 万 9,000 円とするものです。

款 04 支払基金交付金、項 01 支払基金交付金は、介護給付費等の 28%を現役世代からの介護保険料で交付されるものですが、介護給付費交付金では、介護給付費の減少により1,316 万 4,000 円を減額し、地域支援事業支援交付金では、介護給付事業から地域支援事業への移行により、地域支援事業支援交付金の増額を差し引き、支払基金交付金全体では1,182 万 4,000 円を減額し、支払基金交付金の総額を 2 億 1,036 万 4,000 円とするものです。

款 05 都支出金、項 01 都負担金、介護給付費負担金につきましても国庫負担金と同様の理由により 667 万 7,000 円を減額し、都負担金の総額を 1 億 1,209 万 8,000 円とするものです。

6ページをごらんください。地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分及び包括的支援事業・任意事業分につきましても国庫補助金と同様の理由により、合わせて35万3,000円を減額し、都補助金の総額を831万7,000円とするものです。

款 07 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金及び目 02 地域支援事業繰入金介護予防・日常生活支援総合事業分、目 03 地域支援事業繰入金包括的支援事業・任意事業分についても国都と同様に、介護給付費及び地域支援事業費の実績による増額及び

減額で、目 04 低所得者保険料軽減繰入金 12 万円の減は、軽減対象者の減によるもの、その他地域支援事業繰入金の減は、地域支援事業に充当する特定財源の減額によるもので、 一般会計繰入金の総額を 1 億 1,814 万 5,000 円とするものです。

款 09 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 使用料では、介護予防事業利用者負担金で総合事業配食サービス事業及び一般高齢者配食サービス事業では、利用者の増により増額、総合事業介護予防デイサービス事業及び一般高齢者介護予防デイサービス事業では、事業の実施回数の減等により減額し、合わせて 11 万 8,000 円増額するものでございます。8ページをごらんください。歳出でございます。款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費では、居宅・施設介護サービス等給付費について、地域密着型介護サービス給付費を除く居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費について実績により減額するもので、居宅・施設介護サービス等給付費全体で 2,500 万円を減額し、居宅・施設介護サービス等給付費の総額を 6 億 2,958 万 6,000 円とするものです。

項 02 介護予防サービス等諸費、目 01 介護予防サービス等諸費では、いずれも実績により、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費で合わせて 700 万円減額するもので、介護予防サービス等諸費の総額を 1,800 万 9,000 円とするものです。

項 04 高額介護サービス等費、目 01 高額介護サービス等費、高額介護・高額医療合算介護サービス等費のうち、高額介護・高額医療合算介護サービス費は、医療保険及び介護保険の両方の自己負担を合算した場合、所得に応じた限度額を超える部分について申請により給付するものですが、実績に基づき 100 万円を減額するもので、高額介護サービス等費の総額を 2,140 万 4,000 円とするものです。

9ページをお開き願います。項 06 特定入所者介護サービス等費は、低所得の要介護者が施設等に入所した場合に基準額と負担限度額との差額を保険給付費で補うものですが、施設介護サービス給付費の減に伴う実績により 200 万円を減額し、特定入所者介護サービス等費の総額を 4,493 万 7,000 円とするものです。

款 03 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、目 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、01 介護予防・生活支援サービス事業費では、委託料で配食サービス事業利用者の増により、47 万 6,000 円を追加、介護予防デイサービス事業では実施回数の減により 21 万 6,000 円を減額し、審査支払手数料は実績見込みにより追加するもの、負担金補助及び交付金では、ケアプランの作成に係る人件費相当分の増額、介護予防から移行した訪問介護については増額となり、同じく移行した通所介護においては減額す

るもので、いずれも実績により、合わせて 189 万 4,000 円を追加し、02 一般介護予防事業費では、介護予防デイサービスの利用者の減による実績に基づき、108 万円を減額するもので、介護予防・日常生活支援総合事業費全体では81 万 4000 円を追加し、地域支援事業費の総額を3,478 万 2,000 円とするものです。

項 02 包括的支援事業・任意事業費、01 介護予防ケアマネジメント事業費では、財源組みかえによるもので、予算の増減はなく、02 総合相談事業費では、総合相談事業に携わる社会福祉士の人件費超過分を追加するもの、11 ページをお開きいただきまして、03 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、地域のケアマネジャーの支援に携わる主任ケアマネジャーの人件費超過分について追加するもの、04 任意事業費では、一般高齢者に対する配食サービス利用者の増による委託料を追加するもの、05 認知症地域支援・ケア向上事業費では、当初からの配置を予定していた認知症地域支援推進員の人件費について、10 月からの配置となったことから減額するもの、06 生活支援体制整備事業費では、10 月から配置された生活支援コーディネーターの人件費について減額するもので、包括的支援事業・任意事業費全体では264万円を減額し、総額を2,501万8,000円とするものです。

12 ページをごらんください。款 04 基金積立金、項 01 基金積立金、目 01 介護給付費準備基金積立金では。積立金の特定財源となる保険料について減額が見込まれることから、 253 万 5,000 円を減額し、基金積立金の総額を 1,497 万 8,000 円とするものです。

以上で、議案第21号から議案第23号までの説明を終了いたします。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、議案第21号から議案第23号までの説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午後2時20分から再開といたします。

午後 2 時 02 分 休憩 午後 2 時 20 分 再開

- ○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、議案第24号についての説明を求めます。地域整備課長。
- ○地域整備課長(須﨑 政博君) それでは、議案第24号 平成29年度奥多摩町下水道

事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。歳入になります。款 03 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 700 万円の増額につきましては、01 下水道事業繰入金として、小河内処理区で 25 万円の増額で、奥多摩処理区で 7万 9,000 円の増額となるもので、02 浄化槽市町村整備推進事業繰入金では、71 万 5,000 円の減額となるものでございます。また、03 その他一般会計繰入金では 738 万 6,000 円の増額となります。内容につきましては歳出でご説明させていただきます。

次に、6ページをお願いいたします。歳出になります。款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費 738 万 6,000 円の増額につきましては、01 賃金で臨時職員賃金 20 万 7000 円の減額及び 19 負担金・補助及び交付金では、水洗化補助金の申請見込みがないことから 50 万円の減額、また、27 公課費では消費税及び地方消費税の納付金が確定したため 809 万 3,000 円の増額となります。

次に、02維持管理費(奥多摩処理区)の13万円の増額につきましては、12役務費では 電話料の使用による増額となるものでございます。

次に、款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費 22 万 2,000 円の増額につきましては、01 小河内処理区で職員手当の超過勤務を 20 万円増額するもので、次に、02 奥多摩処理区 2 万 2,000 円の増額は、一般職給料を 2 万 2,000 円減額とし、超過勤務手当を 5 万円増額するものでございます。

次に、11 需用費の2万 3,000 円については、燃料費の不足による増額となるもので、 次の7ページの12 役務費については、額の確定により2万 9,000 円を不用額とするもの でございます。

次に、款 02 事業費、項 02 浄化槽市町村整備推進事業費、目 01 浄化槽市町村整備推進 事業費 71 万 5,000 円の減額につきましては、13 委託料で 20 万円を減額とし、19 負担 金・補助及び交付金は、主に水洗化助成制度による補助金の申請見込みがないことにより、 51 万 5000 円を減額とするものでございます。

次に、款 04 予備費、目 01 予備費 2 万 3,000 円の減額につきましては、歳入歳出予算の額の調整により計上したものでございます。

8ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。給与費欄の給料で2万2,000円の減額、職員手当で25万円の増額となりますが、内訳につきましては下表のとおりで、合計が22万8,000円の増額となるものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、議案第24号の説明は終わりました。 次に、議案第25号についての説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長(河村 光春君) それでは、議案第25号 平成29年度奥多摩町国民健康 保険病院事業会計補正予算(第1号)の内容についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、表紙のページ、第2条 収益的収支について、収入支出を それぞれ総額で300万円の減額をするものでございます。資本的収支予算の補正はござい ません。

それでは、1ページをお開き願います。収益的収入の実施計画でございます。病院事業収益を300万円減額するもので、これは医業収益のうち、その他医業収益の公衆衛生活動収益として計上している特定健診等各種検診などによる収益をその実績から300万円減額を見込むものです。平成29年度におきましては、当院の内科医師が1名減という状況でしたので、その影響によりまして検診実施者数が減になったため、収益も減を見込むというものでございます。

2ページをごらんください。収益的支出の実施計画でございます。病院事業費用を病院事業収益と同じく 300 万円減額するものです。まず医業費用のうち、1 給与費を 1, 116 万 8, 000 円減額し、2 億 6, 160 万円とするものです。内訳は、給料が 570 万 6, 000 円の減、手当が 541 万 1, 000 円の減、法定福利費が 5 万 1, 000 円の減でございます。これは主に、今年度中、医師 1 名が欠員になってしまったことによるものでございます。

次に、2材料費が756万円増額し、5,148万円とするものです。内訳は、薬品費が700万円の増。診療材料費が50万円の増、給食材料費が6万円の増でございます。これは主に入院患者さんの増などの実績から増額を見込むものでございます。

次に、目 3 経費は 60 万 8,000 円増額し、1 億 3,388 万 8,000 円とするものです。内訳は、消耗品費が 20 万円の増、修繕費が 30 万円の増、通信運搬費が 10 万 8,000 円の増でございます。これにつきましてはそれぞれ実績から見込んでございます。

3ページをごらんください。給与費の明細書でございますが、先ほど支出の給与費のと ころでご説明した内容を詳細な表にまとめたものということで、説明のほうは省略させて いただきます。

次の4ページから最後の7ページまでにつきましては、予定貸借対照表でございますが、 決算の見込みに基づき作成したものとなっております。詳細な説明につきましては省略さ せていただきます。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、議案第25号の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案第 18 号 一般会計補正予算については、初めに歳入、 次に歳出、それぞれの質疑を行い、議案第 19 号から議案第 25 号までについては、歳入歳 出含めて一括して行います。

初めに、議案第 18 号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。 6 番、石田芳英議員。

○6番(石田 芳英君) 6番、石田でございます。

10 ページの国庫支出金の社会資本整備総合交付金のところで、建築物耐震改修事業減ということで 40 万円減になっておりますけれども、ご説明では国道 411 号線の耐震にかかわる交付金の減ということでございますけれども、国道に面している建物はたくさんあると思うんですけども、現状の状況といいますか、危険な民家はどのくらいあって、それに対する対応というのはどうなっているかという、わかる範囲で結構ですけれども、教えていただければと思います。

- ○議長(師岡 伸公君) 総務課長。
- ○総務課長(井上 永一君) 6番、石田芳英議員のご質問にお答えいたします。

この社会資本整備の交付金の対象となっている建物につきましては、古里から小河内にかけて国道 411 号線の 24 棟となっております。この対象となりますのは、国道に面していて、もし地震等によって倒壊をした場合に道路の半分以上をふさいでしまう、そういうおそれがある建物の今回のこちらの交付金ということでございます。実際もう平成 25 年からこれらの対応等は行っておりますけども、東京都多摩建築指導事務所とともに、こちらの危険だと指定されました 24 棟について、実際耐震診断等のお願いをしておりまして、24 棟のうち、23 棟はもう既に耐震診断済んでおりまして、ちょっとどうしても1軒だけご理解得られなくて、まだ済んでいないところがあるんですけど、今、東京都とともにご理解を得るように進めているところです。

こちらの診断については国と都の補助金がございますので、個人の持ち出しはゼロということでございます。今度この耐震診断の結果、危険だと判定された部分については、まだこれ努力義務ということで、強制的なものではないんですけども、改修をしてくださいというお願いをしておりまして、まず初めに、耐震診断の設計をして、その次の年に改修ということになっておりますけども、ちょっと今こちらの設計と改修については個人負担が出てくるというようなこともございますし、そちらに住んでおられる方も高齢化等の理由によって、もし危ないようなら壊してというようなことも考えているようでして、ちょ

っとまだ診断のほうがされていない。都のほうでは平成 32 年末までにはということで今呼びかけを行っているところでございます。診断の結果、大体半数程度が若干厳しいかなというような診断がされているというところでございます。

以上でございます。

- ○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はありませんか。9番、原島幸次議員。
- ○9番(原島 幸次君) 9番、原島でございます。

1件お聞きしたいんですが、15 ページのふるさと納税寄付金額なんですが、64 万円の補正増で、今年度増えております。いろいろ物品なんかも変えたり、いろいろなかなかご苦労なさっていることと思います。この 29 年度1年間で何件ぐらいで、総額でどのくらいのふるさと納税が入ってきたのか、教えていただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(師岡 伸公君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(山宮 忠仁君) 9番、原島幸次議員のご質問にお答え申し上げます。 ページで言いますと 15 ページでございます。 款の 16 の寄付金というところの中でふる さと納税寄付金の部分ということでございます。 こちらのほうには補正の金額ということ でございますけれども、2月の 15 日までの状況ということでございますが、ふるさと納税全体で 29 件、66 万円ということでございます。 ここにもありますけれども、一般寄付分が 15 件、43 万 5,000 円、森林保全活用関係が 9 件の 14 万 5,000 円、森林セラピーのほうが 5 件で 8 万円というような状況になっております。

以上でございます。

○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第18号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第 18 号の歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。 7番、宮野亨議員。 ○7番(宮野 亨君) 7番、宮野でございます。

20 ページの財産管理費の節の 17 公有財産購入費、先ほどご説明があったんですけども、 ちょっと聞き取れなかったんで、410 平方メートルでよかったのか、確認したいのと、奥 多摩町全体同じ金額で購入するのか、また場所によってはちょっと違ってくるのか、そこ のところを教えていただきたいと思いましたんで、お願いいたします。

○議長(師岡 伸公君) 企画財政課長。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 7番、宮野議員からのご質問にお答え申し上げます。 ページが 20 ページでございます。中ほどになりますでしょうか、財産管理費というと ころの節が 17 の公有財産購入費でございます。まず1点目、今回購入予定の面積でござ いますが、410.41 平方メートルを予定してございます。

それから2点目、購入に当たっての金額でございます。全町一律なのか、異なるのかという部分でございますが、基本的な考え方でございますけれども、町のほうでは土地に対して基本的に課税をしているわけでございますけれども、固定資産の評価額というものがございまして、その地目に応じて、ほぼ今回宅地なんですけれども、宅地であれば宅地のそこのものの番地に評価があれば、その単価をもってということで掛ける面積ということで、その場所場所で評価額が違いますので、それに応じてということになりますので、全町一律の単価金額ではないという、ただ考え方は一つということになります。

以上でございます。

- ○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はありませんか。3番、澤本幹男議員。
- ○3番(澤本 幹男君) 3番、澤本です。

21 ページのバス路線の維持対策費が 675 万 1,000 円ということで、非常に昨年と比べて減ったということはどういう理由があったのかと思いまして、教えてもらいたいと思います。

- ○議長(師岡 伸公君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(山宮 忠仁君) 3番、澤本議員からのご質問にお答え申し上げます。 ページが 21 ページでございます。バス路線の維持対策費の補助金ということでございます。こちらは今、議員が申されたように、昨年は合計で 6,700 万円ほどを超える多額の補助金を西東京バスのほうに支出したという経緯がございます。前回のときは古里中学校が閉校になって奥多摩中学校に統合して、バス路線が変わって路線の延長であるとか、それから西東京バスの決算時期というのが 9月 30 日ということで、町の会計年度とずれるということで、それが 28 年度では丸々 1年分が上乗せされてきたということで非常に多いというお話をさせていただきました。

今回の29年度の決算の部分につきましてですけれども、2017年の9月末までというような位置づけになっておりますけれども、そこまでの段階で、昨年雲取山イヤーといいますか、2,017メートルと2017年が一緒だったということで、西東京バスの話によりますと、鴨沢西線ということで、雲取山への登山口の1つなんですけども、そこの路線が非常に好調であったという話が1点ございました。それから、もう1点が日原鍾乳洞のほうへ

行く鍾乳洞線、こちらも引き続き好調が続いているというようなことがありました。また、 大丹波方面も黒字にはなっていないんですけれども、赤字幅のほうが大分狭まってきたと いうことで、大きい所でいうとその3路線が大分経営的には好転して、赤字の幅が狭まっ たというようなお話をいただいております。

ただ、次年度に向かいましては今度 2017 年の 10 月からという今度計算になりますので、 昨年の秋あたりだと、大分天候が不順だったりということもあります。また、雲取山の関 係でいいますと、2018 年に今度入っているわけなので、その辺がどういうお客さんの動 向があるのかなというのは若干気にしているところです。

それからもう1点つけ加えますと、28 年度の部分では奥多摩駅を降りたお客さんがかなり並んでいて、バスに乗り切れないという部分もあったようなんですけども、その辺は町のほうからも勉強会の中でちょっと指摘させていただいて、29 年度につきましては、いわゆる取りこぼしがないようにということで、かなり増員体制も組んでくれたというような話はいただいております。

以上でございます。

- ○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑ありませんか。10番、村木征一議員。
- ○10番(村木 征一君) 10番、村木でございます。

1点教えていただきたいと思います。51 ページでございます。委託料で観光用公衆トイレの総合清掃委託ということで 299 万 9,000 円の増額をしているわけですけれども、最近トイレを使ってみますと、駅前ももちろんですけれども、長畑のキャンプ場のところのトイレ、それからむかし道のトイレ、どこのトイレに行っても非常にきれいにトレイが使われておりまして、大勢の皆さんに喜ばれていると思います。さっきの説明ですと 20 カ所の管理をしているということでございますけれども、ここでは 299 万 9,000 円の補正ですけれども、年間ではどの程度の全体の金額になっているのか、教えていただきたいと思います。

- ○議長(師岡 伸公君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(天野 成浩君) 10番、村木議員のご質問にお答えいたします。

観光公衆トイレ清掃委託の 299 万 9,000 円の増額でございますけれども、現在予算上ではこれまで補正をかけまして 1,084 万 3,000 円ということで、これに 299 万 9,000 円を加えまして、1,384 万 2,000 円という金額になります。

以上でございます。

○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑ありませんか。8番、高橋邦男議員。

○8番(高橋 邦男君) 8番、高橋です。

19ページお願いします。04 庁舎管理費、節の18 になりますけど、備品購入費、多分教育課のほうへの質問になるかと思うんですが、先ほどの説明で、社会教育関係の事務所、本庁のほうに移すというお話だったと思います。自分なんかもよく文化会館の会議だとか、あるいはいろんな行事で使わせてもらっているんですが、あそこに事務所があると非常に使い勝手がいいというんですかね、利便性がいいと。いろんな備品もそこに備えてありますし、それから職員が常駐しているということ、これも大きいし、それから駐車場もある程度こちらに比べると広いということで、どう見ても向こうにあったほうが利便性がいいかなという、これ個人的な意見なんですが、その辺の移す理由です。なぜ移すのかという説明をお願いしたいと思います。

- ○議長(師岡 伸公君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(山宮 忠仁君) 8番、高橋議員からのご質問にお答え申し上げます。 予算上のページでいきますと、ただいま 19 ページ、庁舎管理費の備品購入費というと ころでございますが、内容につきましては、社会教育係の事務室の移動ということについ てのご質問でございます。

役場の機構組織改革につきましては、行政改革検討委員会というものがございます。また、その上部団体として町長を本部長とします推進本部というものがございます。今回の部分、今、予算上の中では社会教育係の部分だけが見えているという状況でございますけれども、行革の会議の中では、役場の組織全体を見渡して、いろいろ協議を行ったところでございます。30 年度につきましては基本的に全体の職員数を増やせない中で、これはいろいろ国からの定員管理の話もございますし、また、東京都におきましても市町村総合交付金の経営努力割というところで予算の 15%ぐらいがそこでポイントが加算されるということもございます。なおかつ今、派遣している職員も6名から7名というところで、実際に役場の中で事務をしている職員というのは、実質減っているような状況であります。確かに社会教育のほうで現状、古里の文化会館でいろいろ社会教育の関係の団体の方からしてみると、利便性のほうは非常に高いというふうに思われるところでございますけれども、今回条例の改正等の中でもございましたけれども、かなり国の動きとして介護保険関係ということでいろいろな仕事がおりてきております。また一方では、子育て関係という部分を町が力を入れているわけですけれども、この辺もちょっと充実していかないとちょっといけないかなという部分も役場の中では感じとっているところでございます。

これらを受けまして町の中全体組織を見渡す中で、ちょっと優先順位をつける中では限

られた人員の中で、今の段階ですと福祉保健の部分をちょっと厚みを増そうというようなことで、4月以降はちょっとそちらの体制を充実させたいという状況が決まっております。その中でどうしても先ほど申し上げました全体のパイが決まっておりますので、その中でどうするかという話になります。ちょっと業務状況などもいろいろと調査をしたところなんですけれども、1つには社会教育は古里、学校教育部門が本庁というところで課長は1人ということもありますし、また、職員が社会教育3名と臨時職員さんいますけれども、やっぱりその辺の事務的な効率の部分とか、また応援体制を敷くときもやっぱり本庁から行ったりということで、ちょっとなかなか難しい部分も見受けられるということ等がございまして、今回につきましては教育委員会としては1名減らすというような本部での決定がなされております。その中で全体で補うということを考えますと、係を一つにまとめさせていただいて、効率的に住民サービスを落とさないでということで仕事を進めたいというふうに考えております。

文化会館の部分なんですけども、まだちょっと協議中ではありますが、図書館の事務を行っていただいております木村奨学会さんがございますので、今協議を始めさせていただいたというところでございまして、正規職員はちょっと引き揚げるという形にはなりますけれども、サービスそのものは落とさないで、なおかつお金もそれほど変わらない中で行革を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。当然、隣に小学校もありますので、放課後に子どもたちも図書館に行ったりということで、1階がもぬけの設というわけには当然いきませんので、その辺につきましては町側としても十分な対応を図って行革を進めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑ありませんか。5番、小峰陽一議員。
- ○5番(小峰 陽一君) 小峰です。

46 ページのセラピー事業費のおくたま地域振興財団の看板材ですか、このちょっと内容がわかりましたら教えてください。

- ○議長(師岡 伸公君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(天野 成浩君) 5番、小峰議員のご質問にお答えいたします。

おくたま地域振興財団の看板の設置工事でございますけれども、以前より高橋議員からもご指摘をいただきました森林セラピー事業について財団の位置がわからないということを言われておりました。役場の地下2階ということで、役場の外壁、JRからおりて見や

すいところということで、観光産業課の前の外壁の部分に看板1つということで、こちらはパネルになりますけれども、40 センチ枠の1メートル 20 センチの幅のおくたま地域振興財団の案内する看板でございます。また、正面玄関と通用口ということで、こちらには明示板という形になりますけれども、そちらにもおくたま地域振興財団を案内する看板になります。

以上でございます。

- ○議長(師岡 伸公君) 5番、小峰陽一議員。
- ○5番(小峰 陽一君) 済みません、同じ質問なんですが、看板を何枚か立てただけで 4,000万ということでよろしいんですね。違いますか。
- ○議長(師岡 伸公君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(天野 成浩君) 森林セラピー事業の看板の部分ですけれども、12 万 9,000円でございますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(師岡 伸公君) 1番、木村圭議員。
- ○1番(木村 圭君) 1番、木村です。

50 ページの目 06 の花の里づくり事業なんですけど、私も2年間使わせてもらったりしているんですけど、全体金額としても少ないようなんですけど、この辺の使い勝手だとかそういうことでこういうふうになっているのか、どういうことなのか、内容を教えていただきたいと思います。

- ○議長(師岡 伸公君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(天野 成浩君) 1番、木村議員のご質問にお答えをいたします。

50 ページの花の里づくり事業でございます。今年度につきましては、2件の申請がございました。1件につきましては、南氷川のシニアクラブ様ということで、ミツバツツジということの花の里づくり事業でございます。また、もう一件は大丹波自治会から申請がございまして、やはりミツバツツジを30本ということで輪光院周辺に植樹をしたいということで花の里づくり事業を展開してございます。

このところ申請が少ないんですけれども、やはりPRをしていきながら、また各自治会などにもご説明をしながら進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長(師岡 伸公君) 1番、木村圭議員。
- ○1番(木村 圭君) 附属のあれなんですけど、やはり自分でやってみても、苗木だけきり使えないとなると、植えるだけで大きくなるわけではないんで、肥料だとかそういう附属するものも使えるようにすると使い勝手がよくなるんじゃないかなと思うんですが、

いかがでしょうか。

- ○議長(師岡 伸公君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(天野 成浩君) 1番、木村議員の再質問の部分でございますけれども、 肥料等ということで、今現状では苗木等という形で進めてございますけれども、今後検討 をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(師岡 伸公君) 4番、清水明議員。
- ○4番(清水 明君) 4番、清水ございます。

ページが 20 ページになります。財産管理費の 99 カ年地上権に関する相続抹消登記と業務委託減で事業完了というようなご説明がありました。長い間ご苦労さんでした。非常に難しい問題を解決していただきました。実は私もちょっと迷惑をかけまして、古い先祖の名前が残っていまして本当にご迷惑をおかけしておわびをしたいんですけども。

それでせっかくですからここで年数とか、かかった金額とか、もし資料があるようでしたらちょっとその辺をまとめて簡単に教えていただければと思います。お願いします。

- ○議長(師岡 伸公君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(山宮 忠仁君) 4番、清水明議員からのご質問にお答え申し上げます。ページが20ページ財産管理費の委託料でございます。99カ年地上権に関する相続抹消登記等業務委託に関する実績の状況でございますけれども、昨年の6月町議会定例会の日程の中で、議会全員協議会を開かせていただきまして、そのときに全体の流れはお伝えしたところでございます。その段階ではまだ金額等が確定していないという状況でもございましたので、ここで改めてという形になろうかと思います。

地上権につきましては 2009 年、平成 21 年の 11 月 8 日が、いわゆる存続期間の満了時期だったということでございます。その前後から町としましては、基本としては契約上は返還をしていただくというようなお話をしてきたところなんですが、現実的に山が動いてないという状況で、それは無理な話のところでございましたので、ほぼ分収林契約という形で今の形になっております。もともと今、奥多摩町ということで取り扱っておりますけれども、明治の時代でございますので、旧古里村という中の地域のことでございました。

地上権のそのときにかかわる関係でございますけれども、こちらに関しましては平成 21 年度以降ということで司法書士の協会のほうへ委託をかけてまいりまして、裁判等、また相続の手続等を行っていただきました。この中で 21 年度の当初の登記の名義人の延べ人数が 3,013 名ということでございましたけれども、最終的に延べ人数が 8,158 名という状況になっております。これ重複しているところもございますので、相続の関係ですの

で、最終的に抹消してもいいですよという承諾書をいただいた方が 4,120 名、うち海外に行った方が 5 名というような状況がございます。やっぱりちょっと居どころがわからないというようなところで、やむを得ず判決裁判のほうへお願いした部分が 876 名の方がおりました。結局、裁判判決者数が 876 名ということで、そのうち実際に裁判に支所のほうへ伺ったのが 153 件ということで、この部分は企画財政課の職員が原告代理人ということで裁判所に出廷して対応してございます。

最終的に金額のほうなんですけども、いわゆる裁判とかもありますので、印紙とかもいろいろ含めてという話になりますけれども、3,939 万 6,000 円というようなことでございまして、うち協会のほうへ委託した委託料につきましては約3,000 万円というようなことで、この抹消登記につきましては事業が完了したというような状況でございます。今月広報のほうにも住民皆様のほうに周知していきたいということで、その部分のことも簡潔にではございますけれども、お礼文をあわせて載せてございますので、確認いただければ幸いでございます。

以上でございます。

○議長(師岡 伸公君) 河村町長。

○町長(河村 文夫君) この問題というのは、基本的には地上権設定をした人たちが地 上権を抹消して、町の土地ですから町に返すというのが原則であります。しかしながら、 もう 99 年経っちゃいましたから、そのうちの承諾をもらってやった部分と、どうしても 承諾をしていただかない人は町が裁判所に申し立てをして、裁判所の決定をいただいてや るということでございまして、そういう点で、今、約3,000万円かかったというお話をさ せてもらいましたけれども、私自身はたとえお金がかかったとしても、町の財産でありま すから、町の財産をこれから先きちっとしていこうということで、議会の皆様方にはその 都度お話をして、本来町がお金をかける問題ではないけれども、町の財産そのものを将来、 今やらなかったらできないんで、予算を通していただいて、こういう事業をやりたいとい うことで理解を得てやってまいりました。ほとんどの人が理解をしてくれたわけですけれ ども、人によっては自分のうちから出ちゃいますから、もしかしたら、そのことによって お金が入るのかなというような人もいまして、担当としては、なかなかいろんな問題を含 めて、裁判所に出廷をして判決をもらって、最終的には解決をしたということでございま すので、どうかその辺の基本的な物の考え方につきましては、これからも住民の皆様から ご質問等ありましたら、今言ったようなことを含めてお話をしていただければありがたい なというふうに思っております。

- ○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はありませんか。6番、石田芳英議員。
- ○6番(石田 芳英君) 6番、石田でございます。

48 ページの商工費の中の一番最後のとこなんですけども、中元大売り出し補助金減ということで、今回 26 万 9,000 円減となっておりますけれども、これ奥多摩商協さんに対する補助金だと思うんですけども、以前、役員の方とちょっと話す機会があって聞いてみましたら、商協さんのほうはここにも書いてある中元とか、歳末とか、あるいはちょうちんまつりとか、近年では 100 円商店街を春、秋にやって、大変町の活性化にご尽力されているのかなと思うんですけども、ただ、かなり大変だというようなお話を聞いて、機会があったらちょっとお願いしてくれないかなということで、補助金とかいろいろ支援のほうを厚くしていただければなというようなことをちょっとお伺いしたんですけども、ぜひお願いしたいと思うんですけども、この減というのは何か理由があって減になったのか、この理由についてちょっとお伺いしたいと思います。

- ○議長(師岡 伸公君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(天野 成浩君) 6番、石田議員のご質問にお答えいたします。

48 ページの中元大売り出しの補助金の部分の減でございますけれども、こちらにつきましては議員が申し述べるとおり奥多摩商業協同組合への補助金によるものでございます。こちらにつきましては東京都の補助金と町の補助金ということが入っております。全体的な事業費につきましては 63 万 710 円ということで中元大売り出しの事業を行ってまいりました。その中で東京都が 2分の1と奥多摩町が 6分の1という形で支出をしております。この景品等の事業費が決まっておりますので、申請に伴ってこちらを東京都に交付決定をいただいたものでございますので、商業組合から来た申請に基づいて行っているものでございます。

以上です。

- ○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はありませんか。3番、澤本幹男議員。
- ○3番(澤本 幹男君) 3番、澤本です。

59 ページの小学校の振興費ですか、遠距離通学費が 15 万 3,000 円と小学校が上がっているんですけど、これについてちょっとわかる範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(師岡 伸公君) 教育課長。
- ○教育課長(原島 政行君) 3番、澤本幹男議員の質問にお答えさせていただきます。 小学校教育振興費の遠距離通学費補助金につきまして増額をさせていただいております

が、これは小学校の分でございまして、中学校につきましても増額をさせていただきました。これは実績により増額ということでございます。

この事業につきましては、遠距離通学費の補助対象事業を児童・生徒でございますが、小学校では通学距離が2キロメートル以上、また、竹の花、もしくは松葉のバス停を最寄りとして古里小学校へ通う児童及び通学距離が2キロメートル以上、または常磐、弁天橋以西になりますが、海沢、それと海沢自治会区域、もしくは大氷川の初縄田のバス停を最寄りとして氷川小学校へ通学する児童を対象としております。また、中学校では、通学距離が3キロ以上、または白丸自治会区域、もしくは境自治会区域から奥多摩中学校へ通う生徒を対象としております。また、あわせて小学校では竹の花のバス停を、中学校では竹の花、松葉、大神、古里付、清見ヶ丘、正門、白丸の各バスのバス停を最寄り駅とする児童・生徒については、通学に使用する交通機関、バス、あるいは電車につきまして選択するという制度になっているというものでございます。

29 年度の実績でございますが、古里小学校では、バスで通った児童が 29 名、電車につきましても 29 名でございます。それから氷川小学校につきましては、バス通学が 30 名、電車通学が 1 名、奥多摩中学校につきましては、古里地区のバスが 28 名、その他 1 名ということで、このその他といいますのは、大腿骨頭すべり症という手術を受けた生徒がおりまして、その生徒は歩行が少し不自由だったものですから、これに見合う金額を補助したというものでございます。また、氷川地区のバスにつきましては 11 名、それから J R が 27 名、このような実績になっているものでございます。

- ○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑ありませんか。6番、石田芳英議員。
- ○6番(石田 芳英君) 6番、石田でございます。

53 ページの土木費の町単独道路新設改良事業費の工事請負費で 3,330 万円減額となっておりまして、内容的には6路線の減少、あるいは増加にかかわるものですというようなご説明でしたけど、この各路線のそれぞれの増加金額と減少金額、あるいは増加した内容、減少した内容とか理由のご説明をちょっとお願いしたいと思います。

- ○議長(師岡 伸公君) 地域整備課長。
- ○地域整備課長(須崎 政博君) 6番、石田議員のご質問にお答えします。

この工事につきましては、各路線において、土木工事というのは多岐にわたり、いろんな不確定要素が出てきますので、その都度現場で精査しながら発注側、また受注側と協議しながら変更していくものでございますが、今、石田議員が言われたのは、松葉穴沢線、白丸、南平でよろしいですか。ちょっと今ここにある手持ちの資料でわかる範囲でお答え

させていただきたいと思います。金額だけでよろしいですかね。

- ○議長(師岡 伸公君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、6番、石田議員のご質問に対しまして、ちょっと金額が絡む部分ということで、企画財政課のほうでお答え申し上げたいと思います。 ただいま 53 ページの町単独道路新設改良事業費の中の工事請負費 6路線の合計は3,330 万円の減というような補正予算額でございますけれども、その内訳の状況をということでございます。

熊沢地内残土処分場の整備工事は減ということでございまして、こちらにつきましては50万円減で、補正後が950万円。高畑線道路新設工事につきましては増ということで、これが100万円の増で1,600万円補正後です。それから同じ路線の附帯工事ということで、こちらが120万円増で補正後が220万円。それから古里附入川線道路改良工事が、これは減ということで、ちょっとこちらのほうは1,800万円減額しまして、補正後が1,700万円。それから川井熊沢線擁壁補修工事、こちらも減ということでございまして、こちらも2,000万円減で補正後が3,000万円。それから最後に、大丹波秩父線道路改良工事は増ということで300万円増の補正後が900万円ということでございます。

以上でございます。

○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第18号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第 18 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 日程第2 議案第18号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 18 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第19号の質疑を終結します。

次に、議案第 19 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

## (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 日程第3 議案第19号について原案に賛成の議員は起立願います。

## (賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 19 号については原案の とおり可決されました。

次に、議案第20号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第20号の質疑を終結します。

次に、議案第 20 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

# (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 日程第4 議案第20号について原案に賛成の議員は起立願います。

## (賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 20 号については原案の とおり可決されました。

次に、議案第21号の質疑を行います。質疑はありませんか。3番、澤本幹男議員。

○3番(澤本 幹男君) 3番、澤本です。

9ページの特定健康診査等事業がありますが、今後こういう健康診断はどんどん増えていく必要があるかと思うんですけど、それについて少ししか増えていないので、もっと増えたほうがいいのか、そこのところちょっとお考えをお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(師岡 伸公君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(清水 信行君) 3番、澤本議員のご質問にお答え申し上げます。

この特定健診事業というものは、国保の被保険者の 40 歳以上 74 歳までの方が町の健診を受けることができるということで、無料で受けることができるものでございます。

今回補正をさせていただきましたのは、特定健診の受診者の数が少し増えたということで、実績を申し上げますと、対象者が 1,377 名ございますが、551 名の方に受診をしていただいております。受診率に直しますと 40.01%ということで、昨年度に比べますと 1 ポイント強伸びております。

先ほど病院事業会計の説明の際に事務長からもお話がございましたように、昨年度は病院の医師が1名減ということで、ちょっと病院の受け入れ態勢がなかなか難しいというお話もございましたので、福祉保健課では、病院の数に限りがあるということですので、秋、11月、12月に集団健診という形で、保健福祉センターで土日4日間にわたりまして集団健診を実施をいたしました。その結果、若干の伸びがあったというふうに考えております。ただ、病院でも受診の期間が従来6月から12月までであったものを6月から9月までに短くしたことも影響がございまして、奥多摩病院の枠も少なくなったということで、奥多摩病院での受診がなかなか予約がとれなかったということで、大変皆様にご迷惑をおかけいたしました。

そういうことも反省も踏まえて、平成 30 年度につきましては、6月からの開始を1カ 月繰り上げて5月から実施をしたいというふうに考えてございます。その上で改めて奥多 摩病院とも協議をいたしますけれども、もう少し特定健診の枠も増やしながら、住民の皆 様にご不便をおかけしないような形、なおかつ受診者数も伸びていくというようなことを 考えております。

また、集団健診につきましても 12 月の頭に、土日、今度古里と氷川1カ所ずつでございますが、実施をしたいなというふうに考えてございます。そういうことを工夫しながら、受診者数を伸ばしていくことによりまして早目に病気を発見するということで、医療費も抑えられるということでございますので、再三この場で申し上げておりますように、議員皆様からもぜひ健診の受診についてはPRをしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第21号の質疑を終結します。

次に、議案第 21 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 日程第5 議案第21号について原案に賛成の議員は起立願います。

## (賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 21 号については原案の とおり可決されました。

次に、議案第22号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第22号の質疑を終結します。

次に、議案第 22 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

## (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第22号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 22 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第23号の質疑を終結します。

次に、議案第 23 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

# (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 日程第7 議案第23号について原案に賛成の議員は起立願います。

# (賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 23 号については原案の とおり可決されました。

次に、議案第24号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第24号の質疑を終結します。

次に、議案第 24 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

## (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 日程第8 議案第24号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 24 号については原案の とおり可決されました。

次に、議案第25号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第25号の質疑を終結します。

次に、議案第 25 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 日程第9 議案第25号について原案に賛成の議員は起立願います。

### (賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 25 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 26 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 11 議案第 27 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第 12 議案第 28 号 平成 30 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第 13 議案第 29 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第 14 議案第 30 号 平成 30 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 15 議案第 31 号 平成 30 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第 16 議案第 32 号 平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、日程第 17 議案第 33 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

## 〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長(加藤 一美君) それでは、議案第26号から議案第33号までの平成30年度、 奥多摩町一般会計を初めとします各特別会計、企業会計、全8会計の予算につきまして一 括して提案のご説明を申し上げます。

平成 30 年度の予算編成に当たりまして、予算編成方針として、1として、社会経済情勢を見きわめ、限りある財源を計画的、重点的に配分して、住民福祉の増進と少子化、若者定住化対策をさらに推進し、個性的で活力のある地域社会を将来にわたって持続させるため、長期総合計画奥多摩魅力発信計画の実現を目指す。2として、成果を重視した行政改革の推進、時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成並びに費用対効果を含めた事業全般の自己検証の強化と、制度や事務事業の必要性や有益性を吟味し、必要な見直し、再構築を図るなど、身の丈に合った健全で堅実な行財政運営を推進することを基本に予算の編成を行ったところでございます。

平成 30 年度の予算編成の基本的な考え方、町政運営の基本的事項につきましては、河村町長から施政方針の中で申し上げておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、当初予算のご審議に当たり、お手元に平成30年度当初予算案の概要を配付させていただきましたので、ご参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、各会計の予算の内容につきましては担当課長から説明させていただきますので、 簡潔に説明をさせていただきます。

初めに、議案第26号 平成30年度奥多摩町一般会計予算についてご説明申し上げます。 表紙の1ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第1条 歳入歳出予 算の総額は、歳入歳出それぞれ62億9,000万円と定めるもので、前年度当初予算と比較 いたしまして9,000万円の増、率にして1.5%の増となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものということで、前年度予算と比較して歳入の主な増減につきましては、平成 30 年度当初予算案の概要 2ページに、歳出の増減につきましては 4ページに記載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

予算書の2ページをごらんください。歳入を前年度に比較して簡単に説明させていただきます。歳入のうち減額になるものは、町税、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、3ページに移りまして、国庫支出金、都支出金、諸収入、4ページに移りまして、町債になります。この中で特に大きな減額は、3ページの都支出金のうちの都補助金で、前年度当初に比較して6,723万8,000円の減額となります。内容としましては、農林水産

業費補助金、土木費補助金等が減額になります。

2ページにお戻りください。また、増額になるものは、地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、3ページに移りまして、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金になります。この中で特に大きな増額は、3ページ下段の繰入金で、前年度に比較して2億5,900万円の増額になりますが、これは当初予算時における財源不足を補完する積立基金等からの繰入金が前年度に比較して増額になります。

次に、5ページに移りまして、歳出を前年度に比較して簡単に説明させていただきます。 歳出では、前年度に比較して減額になるものは、議会費、民生費、土木費、6ページに移りまして、公債費、予備費になります。この中で特に大きな減額は、5ページ下段の土木費の4,940万2,000円で、内容としましては、道路橋梁費が大きく減額になります。

また、5ページに戻りまして、増額になるものは、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、6ページに移りまして、消防費、教育費、諸支出金になります。この中で特に大きな増額は、5ページ下段の商工費の5, 294  $\pi$  2, 000 円の増、6ページに移りまして、上段の消防費が6, 162  $\pi$  2, 000 円の増になります。

次に、表紙の1ページに戻りまして、第2条 継続費でございますが、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費によるということで、7ページをごらんください。事業名、原生活館改修事業につきまして、総額6,289万8,000円、年割額につきましては平成29年度が2,500万円、平成30年度が3,789万8,000円でございます。

また表紙の1ページに戻りますが、第3条、町債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表町債によるということで8ページをごらんください。この起債は、国の地方交付税の不足分を補完する臨時財政対策債として1億円を予定しております。起債の方法、利率並びに償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

また表紙の1ページに戻りまして、第4条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

その下の第5条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

次に、議案第27号 平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算について ご説明申し上げます。

表紙の1ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,550万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして170万円の増、率にして2.3%の増となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出 予算によるものということで、2ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較し て減額になる項目はございません。増額になるものは、繰入金、諸収入になります。また、 その他の項目につきましては、前年度と同額になります。3ページをごらんください。歳 出のうち、前年度に比較して減額になるものは予備費で、増額になるものは総務費になり ます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

次に、議案第28号 平成30年度 奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算 についてご説明申し上げます。

表紙の1ページをごらんください。歳入歳出予算ですが、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,200万円と定めるもので、前年度当初予算と比較しまして同額になります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものということで、2ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較して減額になるものは繰入金で、増額になるものは使用料及び手数料、諸収入になります。また、繰越金につきましては前年度と同額になります。3ページをごらんください。歳出のうち、前年度に比較して減額になるものは総務費で、増額になるものは予備費になります。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

次に、議案第 29 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算についてご説明申 し上げます。

表紙の1ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,700万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして1億3,500万円の減、率にして14.6%の減となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出

予算によるものということで、2ページ及び3ページをごらんください。歳入歳出ともこの4月からの都道府県化によりまして、歳入科目、歳出科目が大きく変更となりましたので、予算書の新設ということで、前年度予算額との比較はございません。

表紙の1ページにお戻りください。第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

第3条 歳入歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、(1)保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

次に、議案第30号 平成30年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明 申し上げます。

表紙の1ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億200万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして200万円の減、率にしまして1.0%の減になります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものということで、2ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較して減額になるものは繰入金、諸収入で、増額になるものは保険料、国庫支出金になります。また、繰越金は前年度と同額になります。3ページをごらんください。歳出のうち、前年度に比較して減額になるものは広域連合納付金、葬祭費で、増額になるものは総務費、保健事業費、予備費となります。また、諸支出金は前年度と同額になります。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

次に、議案第31号 平成30年度奥多摩町介護保険特別会計予算についてご説明申し上 げます。

表紙の1ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,200万円と定めるもので、前年度当初予算に比較いたしまして4,000万円の減、率にして4.6%の減となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出 予算によるものということで、2ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較し て減額になるものは国庫支出金、支払基金交付金、都支出金、繰入金、諸収入で、増額に なるものは保険料、使用料及び手数料になります。また、その他の項目につきましては前 年度と同額となります。 4ページをごらんください。 歳出のうち、前年度に比較して減額になるものは総務費、保険給付費で、増額になるものは地域支援事業費、予備費となります。また、その他の項目につきましては前年度と同額となります。

表紙の1ページに戻りまして、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、(1)保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

次に、議案第32号 平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計予算についてご説明申し 上げます。

表紙の1ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,900万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして6,800万円の増、率にして13.3%の増となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出 予算によるものということで、2ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較し て減額になるものは諸収入で、増額になるものは分担金及び負担金、使用料及び手数料、 繰入金になります。また、繰越金は前年度と同額になります。

3ページをごらんください。歳出のうち、前年度に比較して減額になる項目はなく、総 務費を初め、すべての項目が増額になります。

表紙の1ページに戻りまして、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

第3条歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る 予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項の間の流用を定め たものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

次に、議案第33号 平成30年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条は総則でございます。

第2条 業務の予定量は次のとおりで、(1)病床数は 43 床、(2)年間患者数は入院 8,395人、外来1万4,487人、(3)1日平均患者数は入院 23人、外来48人、(4)年間時間外患者数は694人、(5)年間訪問診療患者数は1,505人、(6)主要な建設改良事業はトイレ改修工事(奥多摩病院内)、病棟等改修工事を予定しております。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、収入支出とも4億9,360万円を予定しており、 前年度当初予算と比較いたしまして760万円の増、率にして1.6%の増となります。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に不足する額829万円は、建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)収入では1,459万5,000円を、支出では2,288万5,000円を予定しており、収入では前年度当初予算と比較いたしまして308万3,000円の増、率にして26.8%の増、支出では前年度当初予算と比較いたしまして1,333万3,000円の減、率にして36.8%の減となります。

次のページをごらんください。第5条 一時借入金の限度額につきましては3,000万円 を予定しております。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用 し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければな らないということで、(1)職員給与費2億7,459万8,000円、(2)交際費10万円と しております。

第7条 負担区分による一般会計及び他会計から、この会計へ補助を受ける金額でございますが、(1)一般会計8,000万円、(2)国民健康保険特別会計1,000円、(3)都支出金8,163万3,000円、(4)町出資金800万円を予定しております。

第8条 棚卸資産の購入限度額は4,752万円とするものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

以上で、議案第26号から議案第33号までの8会計の新年度予算の説明を終わります。 慎重なるご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。ただいま上程の議案第26号から議案第33号までについては、議長を除く委員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、本件については予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

ここで予算特別委員会正副委員長の互選のため暫時休憩とします。休憩中に正副委員長の選出を行い、ご報告願います。

午後 3 時 49 分 休憩 午後 3 時 52 分 再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。 事務局長。

○議会事務局長(澤本 恒男君) それでは、予算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。

予算特別委員長に7番、宮野亨議員、同副委員長に3番、澤本幹男議員、以上のとおり 選出されました。

報告を終わります。

○議長(師岡 伸公君) 以上のとおり、予算特別委員会委員長は7番、宮野亨議員、副委員長は3番、澤本幹男議員に決定しました。会期中に審査が終了するよう、お願いします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議3日目は、3月9日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。 本日はこれにて散会します。長時間大変ご苦労さまでした。

午後3時54分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員